

第3次七戸町長期総合計画策定に係る

第4回七戸町総合開発審議会

日 時 令和8年2月2日（月）

午後1時30分から

場 所 七戸中央公民館

2階 第1研修室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 案件

（1）パブリックコメントの結果報告について

（2）第3次七戸町長期総合計画（案）の答申について

4 その他

5 閉会

第3次七戸町長期総合計画策定に係る 七戸町総合開発審議会委員名簿

(任期：令和7年6月17日～令和9年6月16日、順不同・敬称略)

No.	役職	氏 名	備 考
1	会長	田 中 清 一	七戸町商工会会長
2	副会長	天 間 優 彦	七戸町文化協会会長
3	委員	岡 村 茂 雄	七戸町町内会連合会会长
4	委員	坪 晃	七戸町天間林商工会会長
5	委員	中 崎 亨	ゆうき青森農業協同組合天間林営農センター長
6	委員	川 端 義 幸	十和田おいらせ農業協同組合七戸支店長
7	委員	浜 村 良 一	特定非営利活動法人七戸町スポーツ協会会长
8	委員	天 間 勤	七戸町社会福祉協議会会长
9	委員	田 頭 拓 也	七戸中央公民館分館分館長代表
10	委員	高 松 幸 蔵	七戸町連合P T A会長
11	委員	天 間 愛 子	七戸町連合婦人会会长

案件1 パブリックコメントの結果報告について

(1) 周知

①告示（七戸町告示第91号）

第3次七戸町長期総合計画（基本構想編）案に対するパブリックコメント（意見公募）の公告について

令和7年12月19日

②七戸町ウェブサイト（令和7年12月22日公表）

③広報しちのへ（令和8年1月号）

(2) 閲覧

①期間 令和7年12月22日（月）から令和8年1月23日（金）まで

②場所 七戸町ウェブサイト

企画調整課、支所庶務課

(3) 意見

①人数 0人

②件数 0件

③内容 無し

(4) 結果の公表

①期間 令和8年1月26日から公表

②方法 七戸町ウェブサイト

案件2 第3次七戸町長期総合計画基本構想（案）の答申について

(1) 第3次七戸町長期総合計画基本構想（案）

資料1、資料2のとおり

その他の案件 今後のスケジュールについて

(1) 第3次七戸町長期総合計画策定（基本構想編）案の町長への答申

- ①期日 令和8年2月2日
- ②場所 町長室
- ③内容 資料3のとおり

(2) 七戸町議会への提案

- ①期日 令和8年3月3日提出
令和8年3月10日議案審議

(3) 計画書の印刷製本及び配布

- ①発注 令和8年3月中旬
- ②配布先 七戸町総合開発審議会委員、町民ワークショップ参加者、
七戸町議会議員、近隣市町村他

(4) 第3次七戸町長期総合計画の公表

- ①期日 議決日と同日を予定
- ②場所 七戸町ウェブサイト

第 3 次七戸町長期総合計画

基本構想

(案)

令和 8 年 3 月

第1章 七戸町の将来像

1 基本的な考え方

序論では、七戸町の概況と特性を確認し、町民の暮らしにおける実感と将来に向けての意向調査を解析しました。

新しい計画においては、それらを念頭に置きながら、七戸町の将来像を描き、まちづくりの方向性を定めます。

2016（平成28）年に策定した「第2次七戸町長期総合計画」では、合併時に策定された『新町建設計画』の基本方針を踏まえ、「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」を基本目標にまちづくりを進めてきました。計画期間の2021（令和3）年には、国指定史跡二ツ森貝塚が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として世界文化遺産に登録され、基幹産業である農業においては、ニンニク、ながいも、ごぼうの生産量は青森県内でも上位であり全国的に認知されるなど、自然と産業、歴史・文化が調和した田園文化都市として着実に歩んでいます。

また、七戸町は2025（令和7）年に、合併20周年の節目を迎えました。合併後の歩みを振り返るとともに、これからも七戸町が魅力と活力にあふれ、豊かな自然と歴史・文化を継承する田園文化都市として、七戸町に暮らす人及び七戸町を訪れる人に七戸らしさと思いやりを提供できるよう、これまでの取組を一層発展させる10年とするため、基本理念は維持しつつ、めざすべきまちの将来像を定めます。

併せて、2024（令和6）年から2028（令和10）年までの七戸町総合戦略として策定された「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた まち・ひと・しごと創生七戸町総合戦略」が連動できる計画とします。

（1）基本理念

- 私たちは、暮らしの中に潤いが実感できる魅力と活力があふれる七戸町をめざします。
- 私たちは、豊かな自然や個性あふれる歴史と文化を守り、次世代に継承しながら、誇れる「ふるさと」七戸町をめざします。
- 私たちは、訪れる人たちに感動と魅力あふれる、あたたかい思いやりを提供できる七戸町をめざします。

（2）基本目標

－ まちの将来像 －

ともに育み 未来へつなぐ 田園文化都市しづらへ

◇ともに育み

町民・団体・企業・行政等、七戸町に関わるみんなが一体となり、人にやさしく協調性（＝力を合わせ）を持って行動し、互いに連携しながら、まちを育てていく姿を表しています。

◇未来へつなぐ

豊かな自然のもと連綿と受け継がれてきた産業や歴史、教育・文化を未来へとつないでいくため、七戸町に愛着と誇り（シビックプライド[※]）を持ち、持続可能なまちづくりを行う想いが込められています。

◇田園 文化 都市 しづらへ

豊かな大地からの恵みを受け、風土に根ざした心と文化を育むまちづくりと、将来への発展の可能性に満ちた七戸町とすることを表しています。

※シビックプライド
地域に誇りを持ち、その地域を良くするために貢献しようとする自負心のこと。

2 将来像を実現するための基本方針

基本方針は、まちづくりの基本理念に則り、七戸町の将来像「ともに育み 未来へつなぐ田園文化都市しづのへ」の実現に向けて、これからまちづくりを進めるための大いなテーマであり、今後10年間（2035（令和17）年度まで）の施策の指針となるものです。

めざすまちづくりの3つの基本方針を次のとおり示します。

（1）『まち』～地域の魅力を高めるまちづくり～

四季折々の豊かな自然や風土に根ざした産業、古くから引き継がれてきた多彩な歴史や文化、利便性に優れた交通基盤等、七戸町が持つ地域資源を最大限に生かしたまちづくりを推進します。個々の地域的特性や資源を生かし、これらを効果的に連携させることによって、個性と魅力が高まり、より大きな発展が持続的に得られることをめざします。

（2）『ひと』～人を育むまちづくり～

七戸町が守り育んできた自然、産業、歴史や文化を次の世代へとつなげるため、未来を創る人材の育成を図ります。若者世代の社会参画を促進しつつ、地域全体で子どもや若者の育成と支援に取り組むことで、一人ひとりが成長し、活躍できる人材を生み出し、将来にわたって持続可能なまちを実現していくことをめざします。

（3）『くらし』～つながり支え合うまちづくり～

心豊かに安全に安心して暮らせるよう、保健・福祉・子育て支援の充実や地域の防犯力・防災力の強化等の環境整備を推進します。人と人、人と地域がつながりをもち、協働することで、支え合い共に生きるまちづくりをめざします。

3 SDGs の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざすために、2015（平成27）年の国連サミットで採択された2030（令和12）年を期限とする国際目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、「経済」、「社会」、「環境」をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においても、2016（平成28）年にSDGs推進本部が設置された後、同年12月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、2018（平成30）年以降は、毎年、SDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」が策定されています。七戸町においても、SDGsを推進するために、基本計画の各施策とSDGsの目標を関連付け、施策を展開することとします。

4 まちづくりの分野共通の考え方

全国的に少子高齢化・人口減少が進展する中、本町においても、町民にとって健康で安全・安心な生活環境を実現することや持続的な地域経営を可能とすることが、まちづくりの大きな課題となっています。

これらの課題を踏まえ、まちづくりを進めていくうえで、各基本施策において、共通の視点を持ちながら横断的に取り組むまちづくりの考え方を示します。

(1) 将来を見据えたコンパクトなまちづくり

七戸十和田駅や道の駅しげのへ、七戸町総合アリーナ等が位置するなど、新市街地が形成されている荒熊内地区をまちづくりの中心に据え、公共施設や商業施設といった都市機能の集約をより一層推進します。そして、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築により、居住や生活の拠点と新市街地を公共交通ネットワークで連携したコンパクトなまちづくりを推進し、町民の生活利便性を維持します。

(2) 新たな拠点を中心としたまちの賑わいづくり

コンパクトなまちづくりの核となる荒熊内地区は、七戸町の歴史・文化・産業・観光・スポーツ・防災といった多様な分野が集積されています。

この荒熊内地区を中心として都市機能の充実を進めるとともに、七戸町ならではの地域資源を生かした魅力を発信し、町内外の人たちが多様に関わることができる環境づくりに取り組むことで、賑わいを創出し、産業の振興や関係人口の拡大等、そこに生まれる好影響が町内全域に循環することをめざします。

(3) 持続可能な地域づくり

持続的な地域経営を可能とするためには、行政サービスを維持しつつ、行政事務の効率化を図る必要があります。行政サービスのデジタル化をはじめとした幅広い分野へのデジタル技術の活用を推進するとともに、町民がICT^{*}を利用でき、利便性を共有し効率化を図ることができる環境づくりを進めます。

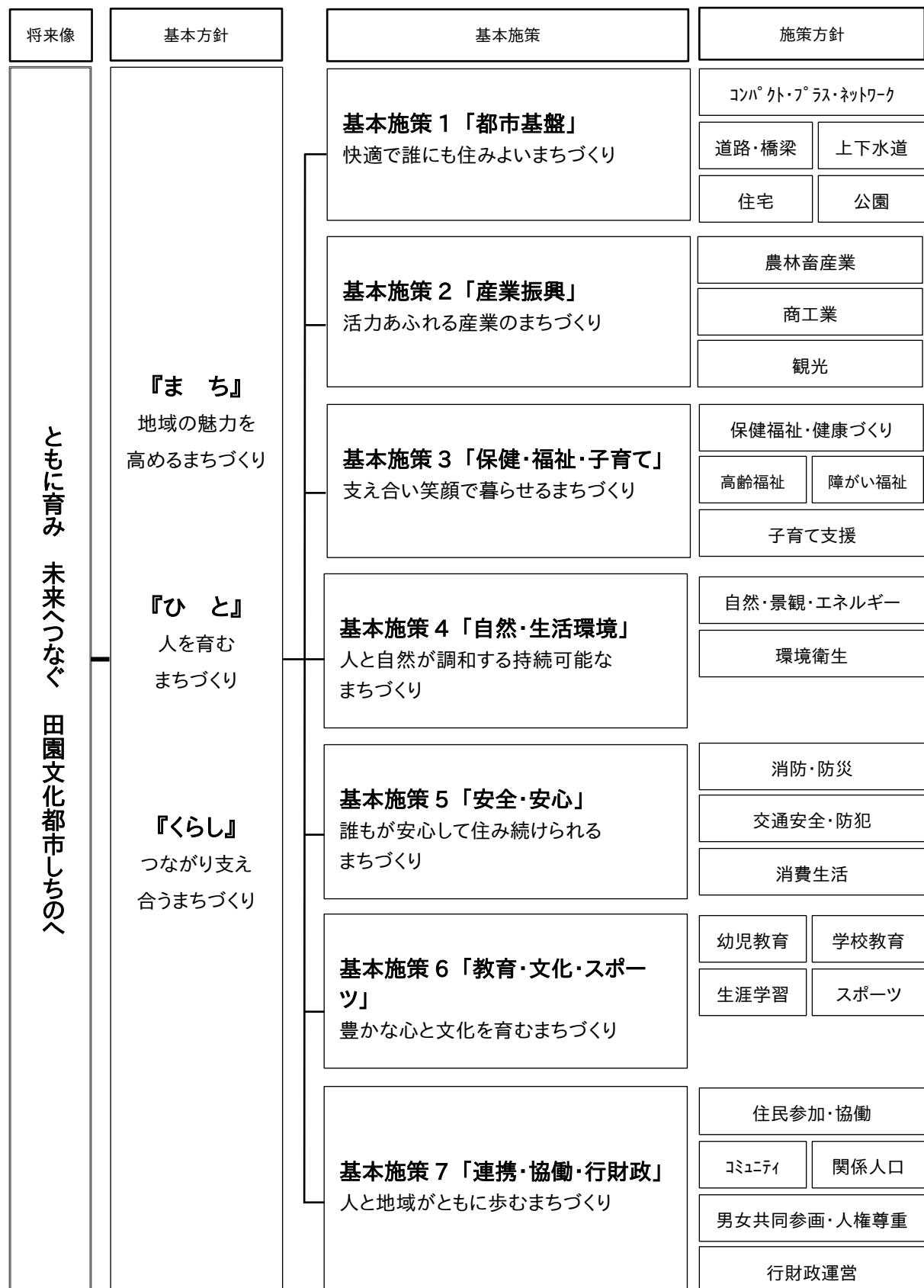
また、持続可能な地域づくりには、次代の担い手を育てる仕組みづくりが重要となります。切れ目のない支援による子育て環境の充実により、子育て世代の定着や移住・定住を図るとともに、家庭や地域、そして世代を超えた町民の交流活動や個性・創造性を育む教育により、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進し、まちの次代を担う人材を育てるまちづくりを進めます。

※ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。情報処理技術(IT)に加えて、通信を介したコミュニケーション技術の総称であり、インターネットやスマートフォン、SNS等、多様なサービスやツールが含まれる。

第2章 まちづくりの基本施策

まちの将来像「ともに育み 未来へつなぐ 田園文化都市しづのへ」の実現に向け、7つの基本施策を次のとおり定めます。



基本施策 1 快適で誰にも住みよいまちづくり【都市基盤】

人口減少や少子高齢化の進展等の社会環境の変化に対応した計画的な土地利用を進めるとともに、住宅地や道路・橋梁、上下水道といった町民の生活を支える都市機能の整備と維持や町民の生活の利便性を向上させるための交通網の整備を進め、誰もが快適に住み続けることができる都市基盤づくりを推進します。

【施策方針】

1-1 コンパクト・プラス・ネットワーク※

- 七戸町の活性化のための核となるエリアとして、荒熊内地区の計画的な整備を推進します。
- 七戸町全体の持続的な発展に向け、地域の特性に応じた適切な土地利用を推進します。
- 町民が安心して移動・外出できるよう、地域の実情に即した公共交通整備を推進します。

1-2 道路・橋梁

- 地域発展にとって重要な社会資本である道路網の整備拡充を推進します。
- 安全で安心な道路環境を持続するため、道路と橋梁の計画的な維持管理を推進します。

1-3 上下水道

- 八甲田山系に水源を発し、安全で安心できる水道水を安定的に供給するため、水道施設の更新や耐震化等の整備を促進します。
- 汚水処理施設の長寿命化等の整備を計画的に推進し、生活雑排水の適切な処理のため、下水道への加入促進及び合併処理浄化槽の設置を推進します。

1-4 住 宅

- 安全で快適な住宅環境を確保するため、公営住宅の計画的な長寿命化を図ります。
- 良好な定住環境の提供のため、空き家等の利活用や個人での住宅整備を推進します。

1-5 公 園

- 町民の憩いの場として利用できる公園の整備や維持管理を推進します。

※コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めること。

基本施策 2 活力あふれる産業のまちづくり【産業振興】

道の駅しちのへを産業と観光の拠点として、自然や文化といった地域資源を町内外へ発信するとともに、農林畜産業と他産業との連携による活力あふれる産業の振興を図り、地域産業の発展を推進します。

【施策方針】

2-1 農林畜産業

- 農業者の資質向上や生産組織の育成に取り組み、意欲的な農業者を積極的に支援します。また、地域計画※に基づく規模拡大や農業機械の導入を進め、農業生産の基盤整備を推進します。
- 地域資源を最大限に活用し、環境負荷を低減した環境保全型農業への取組を進め、安全・安心な農産物の生産技術の確立を図ります。
- 農産物加工品の高付加価値化を進め、販売流通体制の強化を図ります。
- 七戸町の宝である豊かな森林の荒廃を防ぐため、森林環境譲与税の積極的な活用を行い、森林整備を進めて水源涵養や土砂災害防止と併せ、多様な野生動物の生育環境を守ります。
- 七戸産肉用牛の品質向上を図り、畜産経営の安定化を支援します。
- 農業、林業、畜産業すべてにおいて、後継者と中核的担い手の育成を、個人・法人とともに支援します。

2-2 商工業

- 荒熊内地区を産業振興の拠点として整備を進めるとともに、関係機関と連携を推進し、商工業の活性化を図ります。
- 地域の持続可能な発展のため、既存商店街の現状を把握し将来像を見据え、新規創業や起業への支援体制を整備します。
- 地場産業の育成のため、融資制度の活用や人材の育成及び確保を支援します。
- 雇用機会の拡大を図るため、県内外からの企業誘致を進めます。

2-3 観光

- 新幹線利用者による交流人口の増加を踏まえ、マーケティングの視点に立った観光動向調査を実施し、新しい施策を展開します。
- 東北新幹線七戸十和田駅（以下「七戸十和田駅」という）、道の駅しちのへを含む荒熊内地区を中心とした観光振興を推進し、観光客の滞在時間の増加を図ります。
- 地域のまつりやイベントを観光資源として支援するとともに、郷土愛の醸成機会とその運営を支援します。
- 道の駅しちのへ、東八甲田家族旅行村を拠点とした交流体験や自然体験等、滞在型及び通年型観光商品の開発と運営を支援します。
- 周辺市町村との広域連携により、国内外から訪れる観光客への情報発信等を推進します。
- 新幹線利用者のニーズに対応した、七戸十和田駅を拠点とする二次交通の利便性向上

を図ります。

※地域計画

農業者と地域の人との話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した概ね 10 年後を見据えた設計図で、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかをまとめた計画。

基本施策 3 支え合い笑顔で暮らせるまちづくり【保健・福祉・子育て】

町民一人ひとりがこころと体の健康を保ち、生きがいを持ちながらいきいきと生活するために、健康づくりへの取組を進めます。

また、地域での連携や支え合いを強めながら、包括的な支援が行われる体制づくりを進めることで、誰もが笑顔で暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

【施策方針】

3-1 保健福祉・健康づくり

- 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが自分の健康に关心を持ち、それぞれのライフスタイルやライフスタイルに応じた健康管理に積極的に取り組めるよう支援します。
- 生活習慣に起因する病気を予防するため、生活習慣病予防、介護予防、こころの健康対策に、町民と行政が一体となって取り組む体制づくりを推進します。
- 地域医療を持続・継続できるよう、近隣市町村と広域的な連携を図りながら、医療サービスの充実に努めます。
- 公立七戸病院、個人医院を効率的に活用した医療、保健、福祉の一体的なサービスの提供を推進します。
- 経済的困窮や健康、日常生活に不安や困難を抱える人が安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活、健康、就労等の支援体制を整備します。

3-2 高齢福祉

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域で支え合う包括的な支援体制の構築を推進します。
- 町民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解し、認知症の人の意思等が尊重され、その家族等が他の人々と支え合いながら安心して暮らせる環境づくりを推進します。

3-3 障がい福祉

- 障がい者の権利擁護を図りながら、自立及び社会参加に向けた活動を支援します。

3-4 子育て支援

- 誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを図るため、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援体制を強化します。
- 家庭と地域やすべての関係機関が協力し、子どもの権利の尊重や居場所づくり、子育ての相談体制の充実を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 子育て期の親のワーク・ライフ・バランス※の理解と促進に努め、子育てしやすい環境づくりを推進します。

※ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のこと。

基本施策 4 人と自然が調和する持続可能なまちづくり 【自然・生活環境】

本町の魅力及び財産である豊かな自然を次世代へつなげるため、自然環境の保全や美化活動、エネルギー対策等を進め、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進します。

【施策方針】

4-1 自然・景観・エネルギー

- 「七戸町の安全でおいしい水」の水源を守るため、水源涵養林※の保全活動を町民と一体となって推進するとともに、町内を流れる中小河川の環境保全を推進します。
また、次代を担う子どもたちへの啓発活動を進め、保全意識の醸成を図ります。
- 森林や農地が有する多面的機能※を支える活動を支援します。
- 町民の誇りである歴史的建造物や美しい町並み、自然の造形を後世に残すため、町民と協力しながら七戸らしい景観の保全を推進します。
- 省エネルギー対策や自然エネルギー、再生可能エネルギーへの取組を積極的に推進します。

4-2 環境衛生

- 身近な公園等公共空間の美化を推進し、町民の憩いの場の保全に努めます。
- 3 R※の啓発によって、資源循環型社会に向けた取組を推進します。
- ゼロ・カーボンシティの実現に向けた取組を推進します。
- 次代を担う子どもたちへの啓発活動を進め、環境意識の醸成を図ります。

※水源涵養林

雨水を吸収し、生活用水の貯水源となる森林。良質な地下水は住民の飲み水となるだけでなく、河川への流出量や時間をコントロールして洪水や渇水を防ぐ機能を持っている。

※多面的機能

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源かん養、保健、レクリエーション、景観の形成等、多岐にわたる機能のこと。

※3R

ごみを減らす(Reduce:リデュース)、繰り返し使う(Reuse:リユース)、資源として再利用する(Recycle:リサイクル)の3つの取組を表したもの。

基本施策 5 誰もが安心して住み続けられるまちづくり【安全・安心】

町民の暮らしを守るために、行政、町民、地域が一体となって「自助」・「共助」・「公助」※の考え方のもと、防災体制の強化を図るとともに、防犯対策や交通安全対策、そして消費生活を守る取組を進めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【施策方針】

5-1 消防・防災

- 住民の安全を守るため、激甚化、頻発化する自然災害の発生に備え、急傾斜地や河川の災害防止対策を推進します。
- 地域の実情に即した防災計画により、ハザードマップの見直し及び掲載情報の周知や自主防災組織※の結成を推進し、地域防災の強化を推進します。
- 消防団組織の活性化に努め、消防・救急体制の機能強化を推進します。
- 総合防災訓練をはじめ、各種訓練の実施等、命を守る防災教育を推進します。
- 倒壊や火災等、近隣に被害を及ぼす要因となる空き家の適正管理に努め、地域住民の安全確保を図ります。
- 道の駅しちのへを含む荒熊内地区を、地域の防災拠点として整備を進めます。

5-2 交通安全・防犯

- 少子高齢化等の環境変化を踏まえた交通安全対策を進めます。
- 多様化・巧妙化する犯罪に対して、町民一人ひとりの防犯意識の啓発活動を推進します。

5-3 消費生活

- 消費者トラブルの未然防止や消費者意識の醸成を図ることにより、消費生活の安全・安心の確保に取り組みます。

※「自助」「共助」「公助」

自助=個人ができる備え、共助=地域での助け合い、公助=公的機関による救助や支援活動のこと。

※自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的として結成された組織のこと。

基本施策 6 豊かな心と文化を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】

未来を創る子どもたちが、新しい時代に対応した生きる力を身につけることができるよう、家庭・学校・地域が一体となった教育環境づくりを推進します。

また、町民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる機会の充実を図るとともに、地域の文化資源の保存と活用に取り組むことで、郷土への愛着を育みながら、文化やスポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。

【施策方針】

6-1 幼児教育

- 人間形成にとって最も大事な時期である幼児期において、「生きる力」や「豊かな心」を育むことができるよう、幼児期に良質な教育を受けられる環境を整備します。

6-2 学校教育

- 学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、小学校と認定こども園等の連携を推進します。
- 子どもたちの学力向上とグローバル社会にも対応できる人間を育てるため、学習環境の整備を推進します。
- 子どもの学習面及び日常生活の悩みとこころの健康をサポートする人材の確保に努めます。
- 持続可能な地域づくりを担う人材育成のため、キャリア教育や多様な学びの場の創出を図ります。

6-3 生涯学習

- 町民の学習意欲に対応した多様な学習機会を提供するため、公民館、図書館等学習拠点となる生涯学習施設の整備を推進します。
- 次代を担う青少年が心身ともに健康で安全に成長できるよう、家庭と学校、地域社会が連携して地域の中に子どもの居場所をつくる活動を推進します。
- グローバル社会を生きる子どもたちが国際的視野を身につけることができるよう、就学前からの外国語教育、小・中学校における外国人との交流体験を推進します。
- この町に暮らす喜びと誇りを、世代を超えて共有するため、地域の祭りや芸能の継承と保護に努め、個性ある地域づくり活動を推進します。
- 町民の「郷土を愛する心」を育てる活動、文化の理解や芸術の才能を伸ばす活動等を支援し、芸術や伝統文化を次代に継承していく人材の育成に努めます。
- 二ツ森貝塚、七戸城跡等の貴重な遺跡や史跡の保存に努め、国内外にその価値を示す情報発信と資料展示施設の整備を推進します。

6-4 スポーツ

- 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会の提供や施設の整備を推進します。

- スポーツ少年団やスポーツ協会等のスポーツ団体の支援体制を強化し、スポーツ活動を推進する人材の育成や町民の競技力の向上に取り組みます。

基本施策7 人と地域がともに歩むまちづくり【連携・協働・行財政】

コミュニティ活動の活性化を図りつつ、地域課題を共有し、多様な主体が参画できる協働のまちづくりを図ります。

また、グローバル社会への対応や地域間交流の活動推進に取り組み、本町への関心と興味を高めることで、関係人口※の拡大を図ります。行財政運営においては、持続可能な自治体経営をめざし、デジタル技術の活用等によって、社会の潮流に柔軟に対応した運営を図るとともに、財政の健全化に取り組みます。

【施策方針】

7-1 住民参加・協働

- 自主的かつ主体的な町政を確立するために、まちづくりの主体である町民、事業者等と連携し、共に責任を担い合う協働のまちづくりを推進します。
- 行政と地域住民の信頼関係を築くため、広報・広聴活動の充実を図ります。

7-2 コミュニティ

- 人口減少や高齢化によって生じる課題を共有し、解決できるよう、日頃から地域の人と人がつながるコミュニティ活動への参加と活動を支援します。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、活動拠点の整備を推進します。

7-3 関係人口

- 七戸町の特色を生かしながら、観光やイベント等を通して県内外の人との交流を促進します。
- 七戸町の魅力を生かした環境整備や体験及び効果的な情報発信等により、関係人口の拡大や移住・定住を推進します。

7-4 男女共同参画・人権尊重

- 年齢や性別、障がいの有無等に配慮し、互いの人権を尊重するとともに個性と能力を發揮しながら社会参画できる環境づくりに努めます。

7-5 行財政運営

- 社会全体のデジタル化の進展に伴い、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上を図ります。
- 高度化する情報ネットワークシステムの運用に対応する人材の育成を図り、公平・公正、確実な自治体業務を推進します。
- 個人情報の適正管理や不正アクセス等への対策を担う人材育成を推進します。
- マイナンバーカード制度※により、個人情報の管理が一層重要になる中、町民との信頼関係を築きながら個人情報を保護します。
- 行政の効率化と充実を図るため、行政評価の視点から常に政策の見直し、点検を行います。そして、行政事務の改善、職員の資質の向上、専門職員の確保、公共施設のより効率的な

利用を推進します。

- 持続可能な行政サービス提供のため、近隣市町村との広域連携を含む広い視野に立って、計画的に事業を推進します。
- 今後整備が必要とされる公共施設は、利便性に配慮し、将来的な適正規模を検討の上、計画します。

※マイナンバー制度

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用することで、国民の利便性を向上させるための制度のこと。

資料 1 -

参考資料

第 3 次七戸町長期総合計画

前期基本計画

(案)

令和 8 年 3 月

基本施策 1 快適で誰にも住みよいまちづくり【都市基盤】

1-1 コンパクト・プラス・ネットワーク

■現況と課題

【都市計画】

本町は、2010(平成22)年に開業した東北新幹線七戸十和田駅(以下「七戸十和田駅」という)に加え、上北自動車道の開通により、鉄道と道路の大動脈を有する県内有数の交通の要衝となりました。この利点を生かした効率的なまちづくりの推進が必要です。

特に、七戸十和田駅が位置する荒熊内地区は町のほぼ中央に位置し、役場本庁舎と七戸庁舎を統合した新たな役場庁舎の建設設計画が進められています。さらに、青森県の観光やビジネス利用において、下北半島や上十三地区への玄関口として大きな役割を担う地域であり、今後もまちの発展の拠点となるよう整備を進めていく必要があります。

【地域公共交通】

本町の公共交通は、路線バス及びコミュニティバスが町民の交通手段として重要な役割を担っています。

路線バスは、通勤通学や通院等、日常生活において欠かすことのできない交通手段ですが、人口減少や生活様式の多様化に伴い利用者の減少が続いている。この状況が継続すると減便や不採算路線の廃止が懸念されます。また、運行を維持するために町が財政補助を行っている路線もあります。

コミュニティバスは、路線バス廃止区間や交通空白地域を解消するため、2007(平成19)年から現在の体制で運行を開始し、以後、ニーズに合わせたバス停の新設や経路変更を行ってきました。

今後は、デマンド交通※や主要施設間のシャトルバス運行等、既存のコミュニティバス以外の交通体系の導入も検討し、町民が自動車を使用しなくても生活できるよう公共交通体系の再編・最適化を図る必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●七戸町の活性化のための核となるエリアとして、荒熊内地区の計画的な整備を推進します。	(1) 計画的なまちづくりの推進
●七戸町全体の持続的な発展に向け、地域の特性に応じた適切な土地利用を推進します。	
●町民が安心して移動・外出できるよう、地域の実情に即した公共交通整備を推進します。	(2) 地域公共交通の充実

■施策内容

(1) 計画的なまちづくりの推進

- ① 「七戸町都市計画マスターplan」に基づき、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ② 新たなまちづくり計画を策定し、町内の土地利用や公共施設等のあり方を検討します。
- ③ 町発展の拠点となる市街地形成を図るため、荒熊内地区における土地等の有効利用の検討を進めます。

(2) 地域公共交通の充実

- ① 町内の移動の利便性向上を図るため、まちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークの構築を進めます。
- ② 乗合バス事業者が運行する路線バスの維持・確保のため、関係者と連携し乗合バス事業者への支援を行います。
- ③ 乗合バス事業者等による路線バスの未整備地域については、コミュニティバス等の運行を推進し、町の移動手段の確保を図ります。
- ④ デマンド交通等、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの導入を検討します。

※デマンド交通

利用者の予約状況に応じて、運行ルートや時間を柔軟に決定する乗合制の公共交通サービスのこと。

1-2 道路・橋梁

■現況と課題

本町は、青森市と県南地方を南北に結ぶ大動脈一般国道4号を軸に、みちのく有料道路並びに上北自動車道によって津軽地方と南部地方を結ぶほか、県土を横断する国道394号が交わる交通の要衝です。

また、主要地方道八戸野辺地線及び三沢七戸線のほか、一般県道3路線が補完する形で本町に配置されています。これらの路線を骨格として町道が連結され幹線道路網を形成しています。

町道は、815路線、総延長584.7kmあり、そのうち1級町道31路線、2級町道50路線が幹線道路をなし、町内主要集落への連絡道として配置され総延長は165.2 kmとなっています。

幹線道路の整備状況は、全体を見ると改良率が87.6%、舗装率92.3%となっています。しかしながら、幹線以外の町道には未整備の生活道路が多く、改良率44.2%、舗装率47.1%と低いことから住民生活の障害となっており、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備拡充を図っていく必要があります。さらに、道路や橋梁など社会資本ストックの老朽化に対応し、維持管理や更新による長寿命化を図ることも検討しなければなりません。

また、七戸十和田駅へのアクセス向上や観光・医療・経済を含めた地域の発展のため、下北半島縦貫道路及び国道394号榎林バイパスの早期完成が望まれています。

冬期間の交通確保対策としては、除雪ドーザ等の更新及び歩道除雪のための小型ロータリーデン雪車を更新し、除排雪体制の強化を図ってきましたが、急激に進む少子高齢化等による除排雪作業従事者の確保が困難なことから、ICT等を活用したシステム導入や町民参加による雪対策の確立等、ソフト面の方策が必要となっています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●地域発展にとって重要な社会資本である道路網の整備拡充を推進します。	(1) 国道・県道の整備推進 (2) 町道の整備促進
●安全で安心な道路環境を持続するため、道路と橋梁の計画的な維持管理を推進します。	(3) 町道と橋梁の維持管理推進 (4) 冬期間の交通確保の推進

■施策内容

(1) 国道・県道の整備推進

- ① 下北半島縦貫道路及び県道後平青森線後平バイパスの整備促進を関係機関に要請します。
- ② 国道394号榎林バイパスの整備促進を関係機関に要請します。

(2) 町道の整備促進

- ① 公共施設間のアクセス道路の整備を促進します。
- ② 道路の舗装・拡幅・改修を推進します。
- ③ 大型バス、緊急車両の通行が困難な道路の改修を推進します。
- ④ 歩行者にやさしい道路とするため、段差や急勾配の解消等、バリアフリー化^{*}を促進します。
- ⑤ 歩道整備、ガードレールの設置等、通学路の改修整備を推進します。
- ⑥ 周辺の景観や町並み、自然環境に配慮した道路整備を推進します。

(3) 町道と橋梁の維持管理推進

- ① 全町道 815 路線の効率的な道路管理を推進します。
- ② 防犯灯の維持管理に努めます。
- ③ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を推進します。
- ④ 全橋梁 107 橋について、道路の重要度に応じた方法による維持管理を推進します。
- ⑤ 将来を見据えた橋梁のあり方を検討します。

(4) 冬期間の交通確保の推進

- ① 町内主要道路と近隣沿線とのアクセス道や一般生活道の通行確保のため、除雪機械を更新し、除雪体制の充実を図ります。
- ② 歩行者の安全を守るため、効率的な活動計画の策定に努め、除雪体制の強化を図ります。
- ③ 急勾配道路の安全確保のため、現在実施している対策をより強化するとともに、事故防止対策の強化を図ります。

^{*}バリアフリー化

高齢者や障がい者が通行しやすいよう段差や障害物をなくして歩きやすくする取組。

1-3 上下水道

■現況と課題

【水道】

本町の水道事業は、2009(平成21)年2月に旧町村の水道統合が認可されました。

浄水施設は6箇所を有しており、主要施設である七戸浄水場は1969(昭和44)年、天間林第一浄水場は1981(昭和56)年に建設され、老朽化が進んでいることから、施設の改修と設備の更新が必要です。

また、管路については、供用開始後40年を経過した管路の更新を計画的に進めていますが、その後の拡張工事で布設した管路の更新も必要となっています。

2024(令和6)年度末の水道普及率は99%で、給水人口は13,816人となっています。給水人口の減少や節水意識の浸透、節水器具の普及等に伴い水道の使用量は減少しており、この傾向は今後も続くものと考えられます。

【下水道】

本町の公共下水道事業は、七戸処理区と天間林処理区を有しており、2処理区ともに2002(平成14)年4月1日に一部供用を開始しています。2025年(令和7)年3月31日現在、認可区域の下水道整備進捗率は100%となっています。水洗化率は73.9%となっており、七戸処理区は70.8%、天間林処理区は78.5%となっています。

農業集落排水事業は、中野処理区が2003(平成15)年4月1日、四ヶ村処理区が2006(平成18)年4月1日に供用を開始しました。2025(令和7)年3月31日現在の水洗化率は、78.8%となっており、中野西処理区は80.3%、四ヶ村処理区は78.1%となっています。

今後は、公共下水道事業認可区域の計画的な管渠※の維持・更新を図るとともに、処理場及び管渠等の下水道施設の老朽化に起因した事故発生や機能停止を未然に防ぐため、長寿命化対策に向けた取組が必要です。

また、生活雑排水の河川投棄を防止するため、下水道事業への加入及び合併浄化槽の設置促進を図る必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●八甲田山系に水源を発し、安全で安心できる水道水を安定的に供給するため、水道施設の更新や耐震化等の整備を促進します。	(1) 安全・安心な水を供給するための整備推進
●汚水処理施設の長寿命化等の整備を計画的に推進し、生活雑排水の適切な処理のため、下水道への加入促進及び合併処理浄化槽の設置を推進します。	(2) 汚水処理のための整備推進

■施策内容

(1) 安全・安心な水を供給するための整備推進

- ① 水道施設の改良、更新を計画的に推進します。
- ② 水源の河川表流水への切り替えを推進します。
- ③ 水の安全供給のため、配水池の増設を推進します。
- ④ 災害時に対応可能な耐震対策管路網の整備を促進します。
- ⑤ 七戸地域、天間林地域をつなぐ水道施設の連絡管整備を検討します。

(2) 汚水処理のための整備推進

- ① 「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道処理施設の増設と長寿命化を図るとともに、公共下水道計画区域の計画的な維持管理に努めます。
- ② 下水道普及率向上のため、下水道加入促進奨励金制度を継続して実施します。
- ③ 生活雑排水の河川への流入防止対策のため、し尿、生活雑排水を集合的に処理する合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ④ 合併浄化槽の設置相談窓口の設置を継続し、個別相談に対応します。

※管渠
給水・排水を目的に「管」を用いて作られ、地中に埋設された水路のこと。

1-4 住 宅

■現況と課題

本町の町営住宅は、合計254戸を建設し管理しています。しかし、耐用年数を超えており、老朽化が著しいことから、今後は計画的な修繕による住環境整備に努めつつ、将来を見据えたあり方を検討します。

また、人口減少の進行に伴う核家族化や、産業構造の変化による若年層の人口流出等により、ひとり暮らし世帯の増加や長期間にわたり使用されていない空き家が増加しています。

本町では、「空き家等情報バンク」への登録により、利用希望者に情報提供を行う等の対策を行っていますが、空き家等の活用を促進するためのさらなる取組が必要となっています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●安全で快適な住宅環境を確保するため、公営住宅の計画的な長寿命化を図ります。	(1) 住宅環境の維持管理の推進
●良好な定住環境の提供のため、空き家等の利活用や個人での住宅整備を推進します。	(2) 空き家等の利活用の推進

■施策内容

(1) 住宅環境の維持管理の推進

- ① 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅の補修等維持管理に努めます。
- ② 高齢社会や障がい者に対応し、周辺環境を考慮した住宅整備に重点を置き、多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの形成と住居水準の向上を図ります。

(2) 空き家等の利活用の推進

- ① 空き家等情報の収集と提供を推進し、空き家等の利活用につなげます。
- ② 民間事業者と連携し、空き家等の管理や利活用を相談できる窓口の設置を検討します。
- ③ 生活拠点を中心に、生活利便性が高い居住環境の整備を図るとともに、町民の新築住宅や中古住宅の取得を支援します。

1-5 公 園

■現況と課題

本町には、都市計画公園、緑地、農村公園等が23箇所整備されている一方で、子ども向けの遊具が整備されている広場や公園は少ない状況です。

また、公園は町民の憩いの場や災害時における避難場所になるなど、多様な機能と役割を担っています。このため、目的に応じた公園の整備に努める必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●町民の憩いの場として利用できる公園の整備や維持管理を推進します。	(1) 公園・緑地の整備

■施策内容

(1) 公園・緑地の整備

- ① 人口減少・高齢化の進行を見据えた公園機能の見直しや地域住民及び町を訪れる人が安心して楽しむことができる憩いの場の整備に努めます。
- ② 町民と協働し、公園や緑地の適切な維持管理を推進します。

基本施策 2 活力あふれる産業のまちづくり【産業振興】

2-1 農林畜産業

■現況と課題

【農業】

近年の気候変動による異常気象の頻発化や人口減少、高齢化等により、農業を取り巻く環境は変化しています。国では、この状況に対応するため、2025(令和7)年に、6回目の「食料・農業・農村基本計画」を策定し、生産基盤の強化、食料自給率と食料自給力の向上等を目標に掲げ、農政改革を進めています。

農業は本町の基幹産業です。町はこれまで、生産性の向上を図るため、水稻と野菜、畜産を組み合わせた複合型経営を推進してきました。農業の総生産額は、2014(平成26)年は約45億円であったものが、2015(平成27)年以降は、年間約60億円前後に増加しており、2022(令和4)年は58億8,900万円となっています。

2020(令和2)年の農業就業人口は1,477人(2015(平成27)年1,416人)と微増していますが、農家戸数は769戸(2015(平成27)年959戸)と大きく減少しています。これは、地球温暖化による収穫量や品質の低下、資材価格高騰による生産コストの上昇、農業従事者の高齢化や後継者不足により、経営規模拡大による合理化が進んでいることも要因として考えられます。

また、輸入農産畜産物の増加に伴う価格の低迷、本町の特産品であるにんにく、ながいもの連作障害や自然災害、野生鳥獣被害の発生等による収穫量の減少等、町の農業は一段と厳しい状況に置かれています。

このような状況下において農業の振興を図るために、「地域計画」に基づく農地の集約化、将来の農業の担い手の確保、農地の面的拡大・流動化等によるコストの低減、スマート農業の導入支援等による生産性の向上促進により、付加価値の高い農産物の生産や販売促進のための市場開拓を進めていく必要があります。さらに、農畜産物の生産だけでなく、加工や販売にも取り組む第6次産業化を進めることで、生産物の価値を高めることも必要となります。

農道については、ほ場整備地域を中心に中山間地域総合整備事業等により整備を進めています。しかし、ほ場整備が進んでいない地域及び畑作地帯は、未整備路線あるいは老朽路線が見られ、大型機械等の通行に支障が出ているため、土地基盤整備と併せて農道整備を図っていく必要があります。

【林業】

本町の森林は、2025(令和7)年現在224.65Km²と町総面積の66.6%を有し、これを所有形態別にみると国有林は149.84Km²で66.7%、民有林が74.8Km²で33.3%となっています。

民有林の人工林率は63.0%と青森県平均の54.4%を上回っており、人工林化の進んだ地域です。近年は森林資源量の充実に伴い、主伐面積が増加傾向にあります。

林業生産については、2022(令和4)年の総生産額は1億2,000万円となっています。

林業を取り巻く状況は、林業従事者の高齢化や担い手不足、森林所有者の経営意欲低下等により、再造林が進まず造林未済地や管理放棄森林が増加し、森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。さらに、松くい虫やナラ枯れによる被害が県南地域で発生し、本町への影響が憂慮されていることから、被害防止対策が必要となっています。

これらの課題に加え、森林環境譲与税の開始や森林経営管理者制度が導入されたことにより、これまで以上に町が主体的に森林・林業施策に取り組み、森林の健全化及び林業の振興、防災・減災に向けた災害に強い森づくりを図っていくことが求められることから、本町では、2022(令和4)年に「七戸町森林ビジョン」を策定し、持続可能な森林づくりを推進しています。

国有林については、木材等の供給地として重要な役割を担っているとともに、今後においても水資源涵養、環境保全、レクリエーション等の場として有効利用が望まれています。

林道については、そのほとんどが国管理路線であるため利用率も高く、比較的整備されていますが、民有林道は整備が遅れています。

【畜産業】

2024(令和6)年の延べ飼養戸数は54戸(2019(令和元)年75戸、2014(平成26)年79戸)、2024(令和6)年の飼養頭数は肉用牛13,221頭、豚87頭(2019(令和元)年肉用牛10,298頭、豚1,720頭、2014(平成26)年肉用牛9,087頭、豚5,020頭)と農家数と豚の頭数は減少していますが、肉用牛1戸当たりの飼養頭数は増加傾向にあり、トレーサビリティ※が重視される中、七戸産肉用牛の評価は高まっています。

また、本町は石倉山放牧場を運営し、家畜飼育を推進していますが、施設・設備の老朽化により利用者への利便性と家畜飼育への影響が課題となっています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●農業者の資質向上や生産組織の育成に取り組み、意欲的な農業者を積極的に支援します。また、地域計画に基づく規模拡大や農業機械の導入を進め、農業生産の基盤整備を推進します。	(1) 農業の担い手の育成・確保と 営農組織の育成・支援 (2) 農地の集積促進 (3) 生産基盤の整備 (4) 農業技術の高度化とブランド化の支援
●地域資源を最大限に活用し、環境負荷を低減した環境保全型農業への取組を進め、安全・安心な農産物の生産技術の確立を図ります。	(5) 環境に優しい農業の支援
●農産物加工品の高付加価値化を進め、販売流通体制の強化を図ります。	(6) 付加価値を高める加工技術の支援と6次産業化の推進 (7) 地産地消の推進

●七戸町の宝である豊かな森林の荒廃を防ぐため、森林環境譲与税の積極的な活用を行い、森林整備を進めて水源涵養や土砂災害防止と併せ、多様な野生動物の生育環境を守ります。	(8) 計画的な森林管理と林業生産基盤の整備
●七戸産肉用牛の品質向上を図り、畜産経営の安定化を支援します。	(9) 畜産業の生産基盤強化
●農業、林業、畜産業すべてにおいて、後継者と中核的担い手の育成を、個人・法人ともに支援します。	(1)～(9)

■施策内容

(1) 農業の担い手の育成・確保と営農組織の育成・支援

- ① 農業者の資質向上に取り組み、後継者対策を支援します。
- ② 新規就農者、親元就農者の経営安定化を支援します。
- ③ 農業の法人経営化、営農集団の組織化、経営規模拡大や集落営農の展開等による土地利用型農業の担い手を支援します。
- ④ 営農組織の育成を促進し、コスト低減等による農業所得の向上をめざします。
- ⑤ JA、農業関連機関との連携と交流により、情報の発信や相談体制を強化し、農業者の意欲の向上を支援します。

(2) 農地の集積促進

- ① 「地域計画」に基づく農地の集約化を推進します。
- ② 農業経営基盤強化法に基づく認定農業者制度を利用した規模拡大の推進に努めます。
- ③ 農地情報と地図情報をインターネット（農地ナビ）で公開し、農地の賃貸借や変換分合による農地集積を促進します。
- ④ 耕作放棄地（遊休農地）の集団化への参加等、農地の利用促進を図ります。

(3) 生産基盤の整備

- ① 農道や農業用排水路の修繕、更新等維持管理に努めます。
- ② 関係機関と連携しながら適正な鳥獣対策を実施し、農作物等への被害を最小限に留めるよう取り組みます。

(4) 農業技術の高度化とブランド化の支援

- ① 消費者動向に対応し消費者に好まれる独自のブランドを確立できるよう、農作物の品質の向上を支援します。

- ② 連作障害や病害虫の被害を回避するため、適切な土壌管理対策等に取り組み、特産物の産地維持を図ります。
- ③ 地域に適した作物の検討会や研修会等、農業者の情報交換の機会をつくり、新しい特産品の創出を支援します。
- ④ 施設園芸野菜の生産と安定供給を支援します。
- ⑤ 農業の複合経営を推進し、経営の安定化を支援します。
- ⑥ 生産の維持や拡大ため、国や県の制度を活用するなど、農作業の省力化・効率化に向けたスマート農業等の導入支援を行います。

(5) 環境に優しい農業の支援

- ① 町内の畜産廃棄物を利用した完熟堆肥の生産と利用を推進し、環境に優しい農業への取組を支援します。
- ② 自然環境の保全に資する農業の生産方式を推進します。
- ③ 付加価値の高い野菜の栽培を支援します。
- ④ 農畜産物の安全を保証するトレーサビリティの確立を支援します。
- ⑤ 安全・安心な七戸産農産物の消費者への浸透を支援します。

(6) 付加価値を高める加工技術の支援と6次産業化の推進

- ① 地場農産物を生かした新たな農林畜産物加工品の創出と6次産業化を支援します。
- ② にんにく、ながいも、ゴボウ、トマト等主力作物の販売体制の強化を支援します。
- ③ 消費者ニーズに対応した農産加工品のブランド化を図り、付加価値を高めるための研究等、地域産業の活性化に努めます。

(7) 地産地消の推進

- ① 学校給食や病院給食等への地元農産物の供給を推進します。
- ② 農産物を地元消費者に販売する仕組みづくりと消費者へのPR活動を推進します。

(8) 計画的な森林管理と林業生産基盤の整備

- ① 森林施業の効率化と森林の持つ多面的機能の発揮に向け、林道及び作業道の整備と維持管理を促進します。
- ② 計画的な除間伐及び下草刈りを推進し、森林の荒廃を防ぐとともに、間伐材や集成材の利用を促進します。
- ③ 経営の多角化、協業化による組織経営基盤の強化を推進し、林業後継者と中核的担い手を育成します。
- ④ 担い手の林業技術講習会、林業作業士養成研修等の受講を促進し、林業労働者の安定確保に努めます。
- ⑤ 水源涵養林としての森林保全や自然景観、野生生物の保全を推進します。

- ⑥ 林業の軽労化と省力化を図るため、デジタル技術の導入や高性能機械等の普及を支援します。

(9) 畜産業の生産基盤強化

- ① 生産コストの低減、飼養頭数の拡大等、畜産農家の経営基盤の確立に向けた支援体制を整備します。
- ② 肉用牛の安定供給を図るため、既存施設・設備の近代化と優良繁殖牛の導入を支援します。
- ③ 情報の収集・発信により家畜防疫体制を強化し、安全・安心な肉用牛の生産を支援します。
- ④ 畜産農家の後継者不足について、対策の検討を進めます。

※トレーサビリティ

商品がいつ、どこで作られ、どのような経路で消費者に届いたかを明らかにする仕組みのこと。

食の安全・安心を守るため、国内で流通する牛肉は「牛肉トレーサビリティ法」により、個体の識別番号、飼育された牧場、加工された工場、衛生管理状況、流通業者、販売者などを明記することが義務付けられている。

2-2 商工業

■現況と課題

【商 業】

本町の商業においては、2021(令和3)年の卸売業・小売業を合わせた事業所数は154事業所、従業者数は944人、年間商品販売額は230億2,000万円となっています。

商業を取り巻く環境は、商圈人口の減少や道路網整備に伴う郊外型大型店舗での購買志向の強まり、ネット通販の普及による新たな流通経路での消費流出の拡大とともに、経営者の高齢化や後継者不足を背景として、小規模店舗の廃業が懸念されています。これは、空き店舗の増加や産業構造の偏重等、様々な課題へつながることから、その対策が必要となります。

そのため、大型店舗と小規模店舗の柔軟な経営活動との差別化や地域志向の魅力ある経営活動の実現、それらによる域内消費循環を形成することで、共存共栄をめざすことが重要です。さらに、新規創業や後継者への事業承継の支援やインターネットを利用した販売力向上の取組を支援することで、商業機能の維持を図る必要があります。

このような状況の中、町では「道の駅しづのへ」を商業及び集客の核エリアとして位置づけ、七戸町ならではの歴史や文化、自然を活かした産業振興を図ることをめざしています。これにより、町内に新たな価値やサービスを創出することで、町外からの交流人口の増加を促し、新たな消費活動を生み、町内全域へその効果が広まることが期待されます。

【工 業】

本町の工業は、2020(令和2)年における事業所が27箇所あり、従業者593人、工業出荷額は84億2,583万円で、従業者一人当たりの出荷額は1,420万円となっています。事業所規模は4人以上29人の事業所が20箇所、さらに30人以上の事業所が7箇所となっており、1事業所の平均出荷額は3億1,206万円で県平均の12億5,969万円を大きく下回っています。

本町の企業の構成を総体的にみると、景気に左右されやすい零細企業が主であり、従業者数は男性が約4割、女性が約6割という状況です。

また、近年のデジタル技術進展への対応や人手不足、原材料の価格高騰等が深刻化しており、企業を持続していくために、安定した労働力の確保とデジタル技術導入による効率化が重要となっています。

このことから、雇用の場を確保するための企業立地の促進と立地基盤の整備に取り組むとともに、企業経営の安定化や将来を担う人材の育成・確保等、様々な支援を推進する必要があります。

【情報通信業】

近年の情報通信産業の動向は、半導体製造等のハードウェア関連部門の落ち込みに対して、ソフトウェア等の情報サービス業や電気通信等の通信業は依然として堅調であり、今後も成長が期待されます。

また、企業等のIT投資については、テレワークの普及やデジタルサービスの多様化等に伴う、デジタル技術活用の推進によって、ハードウェア整備からソフトウェア整備に移っています。

一方、本町の情報通信産業に成長はみられず、他の産業の内部で処理・開発されており、この傾向は続くものとみられます。

今後は、情報通信技術との融合による既存産業の高付加価値化を図りながら、情報通信産業の発展をめざす必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●荒熊内地区を産業振興の拠点として整備を進めるとともに、関係機関と連携を推進し、商工業の活性化を図ります。	(1) 地域産業活性化に向けた環境整備
●地域の持続可能な発展のため、既存商店街の現状を把握し将来像を見据え、新規創業や起業への支援体制を整備します。	(2) 商業団体の活性化支援 (3) 起業家の支援と新産業の創出
●地場産業の育成のため、融資制度の活用や人材の育成及び確保を支援します。	(4) 産業振興の促進・支援
●雇用機会の拡大を図るため、県内外からの企業誘致を進めます。	(5) 雇用機会の拡大

■施策内容

(1) 地域産業活性化に向けた環境整備

- ① 町と地域、関係機関等が連携し、荒熊内地区を中心とした産業振興に取り組む体制づくりを推進します。
- ② マーケティング調査を基にした商店街活性化事業を展開し、サービスの充実を支援します。
- ③ 関係機関と連携し、空き店舗情報の発信や相談、新規創業、事業承継等、企業へのきめ細やかな支援体制を整備します。
- ④ 経営者、従業員の資質向上を図り、販売意欲の向上、消費者ニーズへの対応等、内部の体質改善を支援します。
- ⑤ 誰もが利用しやすいよう、街路や店内のバリアフリー化を推進します。
- ⑥ 商業、製造業等、地域産業の競争力強化と雇用機会の確保のため、情報通信技術の活用を検討します。

(2) 商業団体の活性化支援

- ① 商工会の合併による組織力強化と活発化を支援します。

- ② 地の利を生かした商工業の活性化につなげるため、関係機関と連携し、協力体制の整備を支援します。

(3) 起業家の支援と新産業の創出

- ① 立地企業に対する助成制度（優遇措置）の拡充を推進します。
- ② 意欲ある起業家への支援体制を整備します。
- ③ 農業と連携し、環境への負荷を抑えた地域環境適合型産業の創出を促進します。

(4) 産業振興の促進・支援

- ① 地場産業育成のため、国・県の中小企業振興策や融資制度の活用を促し、町内企業の体质強化を図ります。
- ② 技術者の育成、確保、労務対策の支援等により地元企業を支援します。
- ③ ハローワーク（公共職業安定所）等関係機関と密接な関係を保ち情報の収集、提供を図ります。

(5) 雇用機会の拡大

- ① 地の利を生かした企業の立地を支援します。
- ② 遊休公共用地等を活用して、県内外企業の誘致を推進します。
- ③ 新規就業者や UIJ ターン希望者への就職情報の提供等、移住定住対策と連携した取組を進めます。

2-3 観光

■現況と課題

本町の観光業は、2019(令和元)年末からの新型コロナウイルス感染症流行により、大きな打撃を受けました。本町観光の玄関口である七戸十和田駅における1日の乗車人員数は、2012(平成24)年の開業から2018(平成30)年まで、2%から5%の伸びをみせていましたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、2020(令和2)年には開業時の約40%まで減りました。コロナ禍の収束に伴い乗車人員数は緩やかに上昇し、2023(令和5)年には開業時の水準となっており、観光業も回復の兆しをみせています。

しかしながら、七戸十和田駅周辺は、宿泊施設等の長期滞在に対応した施設整備が進んでいないことから、県内観光客やビジネス利用者にとっての単なる通過点となっています。一方で、「道の駅しちのへ」は県内でもトップクラスの集客施設であることから、同施設のさらなる認知度の向上を図り、町の魅力を発信する拠点として整備を進めることが重要です。

観光及びレクリエーションにおいては、観光ニーズの多様化に対応するため、レールバスの愛称で親しまれた南部縦貫鉄道や東八甲田家族旅行村等の現存資源の機能充実、魅力向上を図るとともに、世界文化遺産の構成資産であるニツ森貝塚やしちのへ秋まつり等の催事といった「七戸ならでは」の自然・歴史・文化、そして人的資源を生かした観光サービスを創出することで、県内外の観光客のみならずビジネスマンも対象とした体験・交流による滞在型の観光地域づくりを進めていく必要があります。

また、近年のインバウンド観光の増加に伴う観光地への観光客の過剰な集中により、道路の渋滞や自然環境の破壊等、地域住民の生活に悪影響を及ぼすオーバーツーリズムが全国的に深刻化しています。七戸町においては、影響は少ない状況ですが、今後は、交流人口の増加をめざすうえで、オーバーツーリズム対策を検討していく必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●新幹線利用者による交流人口の増加を踏まえ、マーケティングの視点に立った観光動向調査を実施し、新しい施策を展開します。	(1) 観光ネットワークの整備と情報発信の強化 (2) 魅力ある観光ルートの整備
●東北新幹線七戸十和田駅、道の駅しちのへを中心とした観光振興を推進し、観光客の滞在時間の増加を図ります。	(2) 魅力ある観光ルートの整備 (3) 地域の特性を生かした滞在型観光及び通年観光の推進
●地域のまつりやイベントを観光資源として支援するとともに、郷土愛の醸成機会とその運営を支援します。	(3) 地域の特性を生かした滞在型観光及び通年観光の推進

●道の駅しづのへ、東八甲田家族旅行村を拠点とした交流体験や自然体験等、滞在型及び通年型観光商品の開発と運営を支援します。	(3) 地域の特性を生かした滞在型観光及び通年観光の推進 (4) 東八甲田家族旅行村の整備促進
●周辺市町村との広域連携により、国内外から訪れる観光客への情報発信等を推進します。	(5) 広域連携による観光の推進
●新幹線利用者のニーズに対応した、七戸十和田駅を拠点とする二次交通の利便性向上を図ります。	(6) 二次交通の利便性向上

■施策内容

(1) 観光ネットワークの整備と情報発信の強化

- ① 道の駅しづのへを「観光」「文化」「特産品」等観光情報の発信拠点として整備し、機能充実を推進するとともに、町内観光資源との連携を図ります。
- ② 観光協会の組織力強化を支援します。
- ③ インターネットを通じた情報発信と交流活動を通じて、リピーターの確保と交流の継続を推進します。

(2) 魅力ある観光ルートの整備

- ① 町内の観光資源の調査分類を継続し、観光客のニーズに沿った観光ルートの整備を検討します。
- ② 七戸町の「歴史」と「文化」、そして「景観」を核とした観光ルートの整備を検討します。

(3) 地域の特性を生かした滞在型観光及び通年観光の推進

- ① 滞在型観光客、ビジネス利用者のニーズに合わせた宿泊施設の整備を推進します。
- ② 七戸町ならではの「自然」、「歴史」、「食」、「産業」等を生かした体験型交流観光の充実を支援します。
- ③ 町の歴史・文化を継承した祭りや独自のイベントを広く県内外にPRし、観光客の誘致を推進します。
- ④ 四季を生かした観光資源を発見し、その魅力を発信することで、1年間を通して本町を楽しむことができる通年観光を推進します。

(4) 東八甲田家族旅行村の整備促進

- ① 自然観察会や自然体験キャンプ等、施設整備のための支援を行います。
- ② 自然体験施設として、ターゲットを絞ったPRに努めます。
- ③ 老朽化した施設の改修を促進します。

(5) 広域連携による観光の推進

- ① 十和田湖・下北半島との広域観光ネットワークの整備と情報発信を促進します。

(6) 二次交通の利便性向上

- ① 七戸十和田駅を起点としたレンタカー事業者、タクシー会社等、民間交通事業者の活動及び進出を支援します。
- ② レンタサイクル等、町内観光の利便性を図ります。
- ③ 観光施設周辺の駐車場の整備や道路整備を推進します。

基本施策3 支え合い笑顔で暮らせるまちづくり【保健・福祉・子育て】

3-1 保健福祉・健康づくり

■現況と課題

【保健福祉】

本町は、少子高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、核家族化、仕事と育児の両立等、社会環境の多様化により、こころと体の健康問題を抱える町民が増えています。

生活習慣病予防及び重症化対策として、若い世代からの健康的な生活習慣の定着と改善に向けた予防活動の取組を進めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、働き盛り世代の受診に配慮した日曜日健診の実施や40代・50代の健診受診料無料化、初回精密検査費用の助成を実施しています。

また、本町の自殺死亡率は、国と県の数値を上回っていることから、「七戸町いのち支える自殺対策計画」を策定し、関係機関と連携しながら自殺予防に取り組んでいます。自殺予防対策として、自殺率の高い傾向にある壮年期男性及び高齢期女性を対象としたこころの健診を実施し、うつスクリーニング※の結果を踏まえ、電話や家庭訪問を行い支援しています。併せて、気づき・傾聴・つなぎ・見守りの役割を持つゲートキーパー※の研修会を実施し、地域での見守り役を担う人材育成を行っているほか、若年者への取組として、困難やストレスに直面した際に信頼できる大人に助けの声を挙げられることを目標に、小学生を対象とした「こころの健康教室」等を開催しています。さらに、自殺の背景として健康問題及び生活困窮等の経済的要因があることから、関係各課や関係機関との連携強化に努めるとともに、「相談窓口一覧表」を作成し、町民への情報提供を行っています。

健康問題や生活困窮等の困りごとは、複合的に要因が絡み合うことが多いことから、本町では関係各課を集約したワンストップ窓口を設置し対応しています。町民が自立した生活を安心して送ることができるよう、引き続き健康問題や自殺防止、生活困窮への対策を充実させていく必要があります。

【健康づくり】

2020(令和2)年の七戸町における男性の平均寿命は79.4歳、女性は85.9歳で、男性は青森県平均より高く、女性は低くなっています。(青森県平均:男性79.3歳、女性86.3歳)

本町では、「第3次健康しげのへ21」で掲げる基本目標「健康寿命の延伸と早世の減少」を基に、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けて、健康に関する知識や意識の向上を図るため、こころと体の健康相談や運動習慣定着を目的とした運動教室等、栄養改善や食育を目的とした料理教室等、健康づくりへの取組を展開しています。

今後も、健康づくりの推進と健康になれる環境づくりの構築が求められます。

【医 療】

本町の医療施設は、内科2、歯科4の6診療所、そして中部上北広域事業組合が運営する病院として公立七戸病院があり、7医療施設により町民の医療の確保を図っています。

特定診療科目については、医師不足のため、患者の多くは十和田市をはじめ他市町の医療機関に依存している状況となっています。

町民ができる限り住み慣れた地域で安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域の実情や町民のニーズに応じた適切な医療・介護サービスを受けられる体制づくりが必要です。

そのため、上十三地域自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携体制を推進していく必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた健康管理に積極的に取り組めるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備 (2) こころと体の健康づくりの促進 (3) 保健・医療・福祉分野の専門職員の確保・育成及び資質向上 (4) 地域医療体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣に起因する病気を予防するため、生活習慣病予防、介護予防、こころの健康対策に、町民と行政が一体となって取り組む体制づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備 (2) こころと体の健康づくりの促進 (3) 保健・医療・福祉分野の専門職員の確保・育成及び資質向上 (4) 地域医療体制の充実 (6) 地域における支え合い活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療を持続・継続できるよう、近隣市町村と広域的な連携を図りながら、医療サービスの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備 (2) こころと体の健康づくりの促進 (4) 地域医療体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●公立七戸病院、個人医院を効率的に活用した医療、保健、福祉の一体的なサービスの提供を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備 (4) 地域医療体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●経済的困窮や健康、日常生活に不安や困難を抱える人が安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活、健康、就労等の支援体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備

	(5) 生活困窮者の自立支援 (6) 地域における支え合い活動の支援
--	---------------------------------------

■施策内容

(1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備

- ① 公立病院と個人医院を活用した保健・福祉・医療の一体的なサービス提供を推進し、町民と行政が一体となった健康管理体制を構築します。
- ② 保健・福祉・医療の包括ケアシステムの構築を推進します。
- ③ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の適正配置及び増員を図り、在宅保健福祉サービスの向上に努めます。
- ④ 健康管理体制の構築における、地域と行政のパイプ役として活動している保健協力員、食生活改善推進員の活動を支援します。

(2) こころと体の健康づくりの促進

- ① 疾病の早期発見、早期治療につなげるため、町民が健診を受診しやすい体制を推進し、各種健診の受診率向上を図るとともに、町民の健康づくり事業を推進します。
- ② 生活習慣病予防のため、運動習慣の定着や食育の推進、特定健診の受診率向上等の健康づくり・体力づくりを推進します。
- ③ こころの病気についての正しい知識の普及啓発に努め、こころの健康保持増進を図ります。
- ④ 自殺予防に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの育成を推進します。

(3) 保健・医療・福祉分野の専門職員の確保・育成及び資質向上

- ① 多様化する保健・医療・福祉サービスへのニーズに対応するため、専門職員養成機関との連携を進めます。
- ② 職員研修等、各種研修会の充実を促進し、保健・医療・福祉専門職員の資質向上を図ります。
- ③ 専門職員の適切な配置により、効率的なサービス提供を推進します。

(4) 地域医療体制の充実

- ① 地域の実情や医療ニーズに応じて、町民への包括的医療が提供される体制を構築するため、上十三地域自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携体制を推進します。
- ② 疾病の早期発見・早期治療につなげるため、医療機関と連携し、町民が医療機関を受診しやすい体制を推進します。

(5)生活困窮者の自立支援

- ① 経済的、身体的、精神的に不安を抱える町民に対し、関係課及び関係機関との連携を強化し、支援を進めます。

(6)地域における支え合い活動の支援

- ① ボランティア活動をはじめとする地域活動とその担い手となる人材育成を支援します。
- ② 社会福祉協議会との連携を支援します。
- ③ 小・中学生の学校でのボランティア活動を支援します。
- ④ 地域住民の身近な相談相手や見守り、地域支え合い活動の推進体制構築における、地域と行政のパイプ役として活動している民生児童委員の活動を支援します。

※うつスクリーニング

うつ病の可能性を調べるための簡易的な検査のこと。本格的な診断の前に、うつ状態の可能性を効率的に見つけることを目的とする。

※ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る）を行うことができる人のこと。

3-2 高齢福祉

■現況と課題

本町の65歳以上の高齢者人口は、増加傾向にありましたが、2021（令和3）年10月の6,210人をピークに減少傾向に転じており、この傾向は今後も続くものと予想されます。

本町では、2024（令和6）年度より第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、介護保険事業を実施しており、要支援及び要介護認定者数や介護サービスの受給者数及び介護給付費は概ね横ばいで推移していますが、高齢者の更なる高齢化に伴う介護ニーズの増大も推測されます。

団塊世代が2025（令和7）年に75歳以上となり、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。高齢になっても要介護状態とならないよう、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能の強化に向け、地域包括支援センターを拠点とした「地域包括ケアシステム※」の推進・深化のため、介護予防や生活支援に関する取組を推進しています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、認知症の高齢者も増加しています。認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して過ごすことのできるまちづくりを進めるには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も介護予防や重症化防止への取組が求められます。そのためにも、地域包括支援センターを軸とした地域全体の対応力の底上げを図り、町民に信頼される支援体制を構築していく必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域で支え合う包括的な支援体制の構築を推進します。	(1) 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備 (2) 介護サービスの充実と地域の協力体制の整備 (3) 高齢者の自立支援 (4) 高齢者の総合支援拠点の整備
●町民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解し、認知症の人の意思等が尊重され、その家族等が他の人々と支え合いながら安心して暮らせる環境づくりを推進します。	(1) 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備 (5) 認知症に関する支援の充実

■施策内容

(1) 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備

- ① 地域における多様な社会資源のネットワーク化の推進に努めます。

- ② 地域包括支援センターを拠点として、高齢者の総合相談、権利擁護、ケアマネジメント等に取り組み、高齢者福祉の増進を包括的に支援する体制の構築に努めます。
- ③ 地域包括支援センターを拠点として、在宅医療と介護の連携強化に努めます。
- ④ 高齢者の孤立を防ぐため、地域住民や関係機関との情報共有により、見守り体制を強化します。
- ⑤ 地域ケア会議等において、保健・医療・福祉関係者の連携により、地域のニーズや社会資源を把握し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(2) 介護サービスの充実と地域の協力体制の整備

- ① 町民と行政が一体となった介護福祉の実現に努めます。
- ② 七戸町の人口推移や人口構成の変化に応じた適切な介護サービス基盤の維持・確保に努めます。
- ③ 地域ケア会議等を活用し、高齢者に対する支援の充実と高齢者を支える社会基盤の整備に努めます。
- ④ 多様化している利用者の要望に対応するため、介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスを充実させ、地域で支え合える体制づくりを推進します。

(3) 高齢者の自立支援

- ① 高齢者の生きがい創出のため、生涯学習活動等への社会参加を支援します。
- ② 高齢者が社会的役割を持てるボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ③ シルバー人材センターの活動及び人材活用を支援します。
- ④ 高齢者の就労機会の拡大のため、就労に関する相談窓口や情報提供の充実に努めます。

(4) 高齢者の総合支援拠点の整備

- ① 既存の公共施設の機能を有効に活用して、地域住民に使いやすい総合支援拠点の整備をめざします。
- ② 障がい者福祉との有機的連携を強化し、障がい者の高齢化に対応した高齢者福祉の総合支援の充実を図ります。

(5) 認知症に関する支援の充実

- ① 町民の認知症に対する理解を深めるため、啓発活動をはじめとした認知症施策を推進します。
- ② 認知症の高齢者やその家族が安心して地域で暮らせる環境づくりに努めます。
- ③ 認知症の早期発見・早期対応、認知症ケアの充実をめざします。

※地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最後まで送れるように、地域が一体となり支援体制を構築する仕組みのこと。

3-3 障がい福祉

■現況と課題

本町の障がい者は、3障害(知的・身体・精神)合わせて、2025(令和7)年4月1日現在、886人(障害者手帳等交付件数)となっており、そのうち65歳以上の高齢者が537人と60.61%を占めています。

障がい者福祉施策として、2013(平成25)年4月1日に施行された障害者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため「七戸町障害者福祉計画」を策定し、その対策にあたっています。

また、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や能力を發揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支え合う社会の実現が必要となっています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●障がい者の権利擁護を図りながら、自立及び社会参加に向けた活動を支援します。	(1) 障がい者支援の充実 (2) 障がい者の地域生活支援拠点の整備

■施策内容

(1) 障がい者支援の充実

- ① 障がい者の就労、交流等、社会参加の場の整備・拡充を図るため、「自立支援給付」「地域生活支援事業」等の活用を支援します。
- ② 障がい者の文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。
- ③ 障がい者の就労に関する相談窓口の充実、情報提供に努めます。

(2) 障がい者の地域生活支援拠点の整備

- ① 各福祉施設の機能を生かして、障がい者が利用しやすい地域生活支援拠点の整備をめざします。
- ② 高齢者福祉との有機的連携を強化し、障がい者の高齢化に対応した障がい者福祉の総合支援の充実を図ります。
- ③ 障がい者の地域での生活拠点確保のため、既存の公共施設の有効活用を促進します。

3-4 子育て支援

■現況と課題

少子化は、社会経済構造に変化をもたらすことから、わが国の最重要課題となっています。国では、2023(令和5)年にこども家庭庁を創設するとともに、こども基本法を施行し、子どもを社会の中心に据えた政策を推し進めています。

本町では、2025(令和7)年に「第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して健やかに子どもを生み育てることができる町をめざし、地域全体で子どもと子育て支援を積極的に進めています。

母子保健については、妊婦及び乳幼児に対する各種健診を実施するとともに、妊娠婦・新生児訪問等、きめ細やかな保健指導に努めています。

また、育児環境、基本的生活習慣、こころの病等の課題を抱えている保護者への支援について、こども園、保育所、小学校等の関係機関による支援体制を構築しています。

本町の教育・保育施設は、2025(令和7)年4月1日現在、保育所が1か所、幼保連携型認定こども園が4か所設置されており、待機児童はいません。

全国的に少子化が進行する中、本町においても出生率は年々低下し、全国平均を下回る状況にあります。さらに、子育てに関わる社会環境や家庭環境が多様化していることから、それらに対応した子育て環境を確保しながら、きめ細やかな少子化対策及び子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを図るため、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援体制を強化します。	
●家庭と地域やすべての関係機関が協力し、子どもの権利の尊重や居場所づくり、子育ての相談体制の充実を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。	(1) 子ども・子育て環境の整備と支援 (2) 子どもや子どもを育てる親世代への支援
●子育て期の親のワーク・ライフ・バランスの理解と促進に努め、子育てしやすい環境づくりを推進します。	

■施策内容

(1) 子ども・子育て環境の整備と支援

- ① 妊娠・出産・育児にわたる母子保健の充実を図ります。
- ② 継続的な施設運営のため、特定教育・保育施設の配置及び利用定員の適正化を進め

ます。

- ③ 延長保育、一時預かり保育、病児保育等の保育サービス及び小学生が放課後を安全に過ごすための放課後児童クラブ環境の充実を図ります。
- ④ 子ども家庭センターの機能の充実を図ります。
- ⑤ 保育事故防止のため、保育施設の安全確保を推進します。
- ⑥ 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、食事提供や学習支援、悩み相談対応等を行う子どもの居場所づくりの活動を推進します。
- ⑦ 関係機関と連携を図り、虐待予防・早期発見、重症化を防ぐための支援をします。
- ⑧ 男女を問わず子育ての大切さを理解し、子育てと仕事の両立ができるよう、啓発活動に努めます。

(2) 子どもや子どもを育てる親世代への支援

- ① 子育てや日常生活に関する相談体制の充実と各種子育て支援サービスの情報の周知を図ります。
- ② 子育て支援センターへの参加を促し、地域でサポートする体制整備の充実に努めます。
- ③ 各種助成制度や医療費支援等の充実を図り、子育て中の家庭の経済的支援を推進します。

基本施策4 人と自然が調和する持続可能なまちづくり

【自然・生活環境】

4-1 自然・景観・エネルギー

■現況と課題

【自然】

本町は、西側一帯にそびえる八甲田山系を源とする大小数多くの河川が流れ、その豊かな水源を利用した広大な水田地帯が形成されています。八甲田山系の山麓には、広大な国有林野が広がり、身近に田園風景と森林を感じる事ができる地域です。

この豊かな自然環境を次世代へ継承するためにも、広く啓発を図り保全の意識を育むことが重要となります。

【景観】

本町には、四季を彩る豊かな自然、田園、牧場風景があり、町内には遺跡や建造物等の歴史的景観が残されています。それらを地域の財産として、また、観光資源として維持・保存に努めるとともに、自然と歴史が調和した落ち着きのある良好な景観を形成することが必要です。

【エネルギー】

本町では、2021(令和3)年7月7日に、2050(令和32)年までに町内の二酸化炭素排出量「実質ゼロ」をめざす「七戸町ゼロカーボンシティ宣言」をしました。また、2023(令和5)年3月に「七戸町ゼロカーボン総合戦略」を策定し、役場本庁舎をはじめとする公共施設への太陽光発電設備の設置、公用車に電気自動車及びハイブリッド車の導入、一般家庭に対する再生可能エネルギー発電設備の導入補助等、再生可能エネルギーや省エネルギーの積極的な推進を図っています。

今後においても、脱炭素社会の実現に向けた手段の一つとして、地域にある資源を活用したエネルギーの創出や地産地消によるエネルギーの好循環化への取組を行っていく必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
● 「七戸町の安全でおいしい水」の水源を守るために、水源涵養林の保全活動を町民と一緒に推進するとともに、町内を流れる中小河川の環境保全を推進します。また、次代を担う子どもたちへの啓発活動を進め、保全意識の醸成を図ります。	(1) 水源涵養林の保全 (2) 河川環境の整備と水質保全 (3) 環境教育の推進

<p>●森林や農地が有する多面的機能を支える活動を支援します。</p>	<p>(1) 水源涵養林の保全 (2) 河川環境の整備と水質保全 (3) 環境教育の推進 (4) まちなかの景観保全</p>
<p>●町民の誇りである歴史的建造物や美しい町並み、自然の造形を後世に残すため、町民と協力しながら七戸らしい景観の保全を推進します。</p>	<p>(4) まちなかの景観保全</p>
<p>●省エネルギー対策や自然エネルギー、再生可能エネルギーへの取組を積極的に推進します。</p>	<p>(5) 再生可能エネルギーの推進</p>

■施策の内容

(1) 水源涵養林の保全

- ① 八甲田山系の伏流水である「七戸の安全でおいしい水」の水源保護への意識向上のため、小学生を対象にした水道施設見学を通じて、水源涵養林保全の啓発活動を推進します。
- ② 水源涵養林保全のため、三八上北森林管理署と協議をして水源保護に努めます。

(2) 河川環境の整備と水質保全

- ① 公共用水域の水質保全意識を高める広報啓発活動を推進します。
- ② 小川原湖の環境保全につながる河川環境の整備を促進します。
- ③ 河川の土砂堆積や樹木繁茂の抑制のため、関係者と協働による維持管理に努めます。

(3) 環境教育の推進

- ① 貴重な野生動植物の観察等、自然教室の開催による環境教育を推進します。
- ② 子どもを対象にした自然活用型、体験型環境教育の学習環境を整備します。

(4) まちなかの景観保全

- ① 歴史的建造物や古い町並みを地域の財産として維持、保存に努めます。
- ② 景観形成に関する町民意識の啓発を推進します。

(5) 再生可能エネルギーの推進

- ① 自然環境や景観の保全を図りながら、自然・地域と再生可能エネルギーの共生を推進します。

- ② 公共施設の脱炭素化を積極的に推進します。
- ③ 町民に向けた再生可能エネルギーに対する意識啓発に努めるとともに、住宅等に設置する再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

4-2 環境衛生

■現況と課題

ごみ処理については、可燃物、不燃物とも中部上北広域事業組合が運営する清掃センター及び最終処分場において共同処理をしており、資源ごみの回収並びにリサイクル率向上に努めるよう対策にあたっています。

し尿処理については、汲み取りと浄化槽及び下水道による処理で対応しており、これも広域事業組合で広域的になされています。しかし、衛生センターの老朽化により、処理能力が減退していることから、対策が必要となっています。

本町ではこれまで、廃棄物不法投棄やゴミのポイ捨て等の問題に対し、公園等の清掃活動をはじめとする町民と連携した美化活動や不法投棄に対する監視体制を強化するなど、環境衛生の啓発活動を推進してきました。しかし、2023(令和5)年度末の一般廃棄物の処理量(一人あたり1日に排出するごみの量)は1,023g、資源ごみのリサイクル率については14.5%となっており、いずれの数値も青森県の目標値※に達していません。

七戸町の生活環境を守るためにには、町民を対象とした環境教育等を通して環境保全意識の向上を図っていく必要があります。

また、環境対策として「七戸町地球温暖化対策実行計画」に基づき、二酸化炭素抑制の取組を進めており、事業継続による効果が期待されています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●身近な公園等公共施設空間の美化を推進し、町民の憩いの場の保全に努めます。	(1) 身近な公園・緑地の保全
●3Rの啓発によって、資源循環型社会に向けた取組を推進します。	(2) ゴミの減量化と再資源化の推進 (3) 環境保全体制の確立
●ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。	(4) ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進
●次代を担う子どもたちへの啓発活動を進め、環境意識の醸成を図ります。	(5) 環境保全への関心と意識の向上

■施策内容

(1) 身近な公園・緑地の保全

- ① 日常において自然と触れ合うことのできる公園や緑地の適切な維持管理を推進します。

(2)ゴミの減量化と再資源化の推進

- ① リデュース(ゴミを発生させない)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)、の3Rを環境施策の基本に据えて対策を強化します。
- ② 資源ゴミの分別収集の徹底を図り、再資源化を推進するとともに、ゴミの減量化を推進します。
- ③ 産業廃棄物の適正処理を推進します。

(3)環境保全体制の確立

- ① 一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄監視体制を強化します。

(4)ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

- ① 公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を図り、町が排出する二酸化炭素の削減に取り組みます。
- ② 省エネルギーの取組に対する理解と協力に向けた啓発活動や町民が脱炭素化に取り組むための情報提供に努めます。

(5)環境保全への関心と意識の向上

- ① 一般廃棄物の不法投棄防止の啓発活動や監視活動を通して、環境保全意識の高揚を図ります。
- ② 町民を対象とした廃棄物処理施設の見学や子ども達を対象にしたリサイクルの啓発活動等、廃棄物への関心を高める環境教育を推進します。
- ③ コンポスト※の普及や節電等、身近なところからできる地球温暖化防止の取組を推進し、意識啓発に努めます。

※青森県の一般廃棄物処理の目標

2021(令和3)年から2025(令和7)年度における1人1日あたりのゴミの排出量を940g、資源ごみのリサイクル率を17.0%としている。
※コンポスト

生ゴミや落ち葉、下水汚泥等の有機物を、微生物の力で分解・発酵させて堆肥にする方法及びそのために使う容器のこと。

基本施策 5 誰もが安心して住み続けられるまちづくり【安全・安心】

5-1 消防・防災

■現況と課題

【消 防】

常備消防及び救急医療体制は、中部上北広域事業組合（1消防本部、3消防署）の運営のもとに、消防力の強化及び救急業務の共同処理を行っています。

非常備消防にあっては、常備消防の補完として七戸町消防団（13分団、条例定数255名、ポンプ車13台）が組織されており、消防水利施設は消火栓449基、防火水槽130基となっています。

消防団は、消火活動のみならず、災害時の救助救出・避難誘導・防御活動等の重要な役割を担いますが、人口減少や高齢化、若年層の意識の変化等により、団員数の減少が年々進んでいることから、新規入団者の確保が喫緊の課題となっています。

施設や設備については、耐用年数経過に伴い更新の必要がありますが、財政負担が大きいことから、計画的に更新を進めていく必要があります。

【防 災】

全国的に地震や豪雨等による自然災害が頻発化し激甚化しています。本町においても、2021（令和3）年8月に大雨により河川の一部が氾濫し、「緊急安全確保」が発令されたこともあり、今後は、防災体制の一層の強化が求められます。特に、急傾斜地や河川等危険箇所の把握及び災害防止対策、災害時要援護者の情報収集と伝達及び避難対策の構築が必要となります。

このような状況の中、2025（令和7）年の災害対策基本法改正により、高齢者や障がい者等、災害時に優先度の高い避難行動要支援者について、一人ひとりに合わせた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

本町では、「七戸町地域防災計画」を策定し、地域における災害に対する必要な体制を確立するとともに、町民の生命・身体・財産を災害から守り、地域の保全と住民福祉の確保に努めています。今後も、地域防災計画に基づき、行政と関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制を確立していく必要があります。

また、少子高齢化や人口減少等を背景とした空き家問題が全国的な課題として深刻化する中、本町においても空き家が増加しています。空き家の中には、管理が行き届かないために安全性の低下や公衆衛生の悪化を招く等、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているものもあります。

そのため、防災面・環境衛生面の観点からも空き家対策が必要となっています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●住民の安全を守るため、激甚化、頻発化する自然災害の発生に備え、急傾斜地や河川の災害防止対策を推進します。	(1) 自然災害防止のための治山・治水事業の推進 (2) 河川改修の整備促進
●地域の実情に即した防災計画により、ハザードマップの見直し及び掲載情報の周知や自主防災組織の結成を推進し、地域防災の強化を推進します。	(3) 地域防災力の向上
●消防団組織の活性化に努め、消防・救急体制の機能強化を推進します。	(4) 総合防災体制の確立
●総合防災訓練をはじめ、各種訓練の実施等、命を守る防災教育を推進します。	
●倒壊や火災等、近隣に被害を及ぼす要因となる空き家の適正管理に努め、地域住民の安全確保を図ります。	(5) 空き家の適正管理
●道の駅しちのへを含む荒熊内地区を、地域の防災拠点として整備を進めます。	(6) 防災拠点の整備

■施策の内容

(1)自然災害防止のための治山・治水事業の推進

- ① 急傾斜地、山間部や河川流域等、大雨や地震等自然災害時に危険が予想される箇所を把握し、緊急性の高いところから早急に改修等の安全対策を講じます。

(2)河川改修の整備促進

- ① 水害常襲流域の危険箇所の点検を進めます。
- ② 必要な改修、護岸整備の早期実現を推進します。
- ③ 国・県が管理する河川の整備、改修を要請します。

(3)地域防災力の向上

- ① 地域の防災力を強化するため、自助・共助の意識啓発と情報提供に取り組みます。
- ② 地域ぐるみの防災体制強化に向け、自主防災組織の育成、防災・減災意識の高揚等、消防・防災体制の充実を進めます。
- ③ 避難行動要支援者に適切な避難支援ができるよう、個別避難計画の作成を進めます。

- ④ ハザードマップの見直し及び掲載情報の周知を推進します。
- ⑤ 災害時の安全対策を学ぶ防災教育の充実を図ります。

(4) 総合防災体制の確立

- ① 防災計画、水防計画等に基づき、治山・治水対策を促進します。
- ② 常備消防と非常備消防との連携を進め、相互応援体制の強化に努めます。
- ③ 老朽化したポンプ車の更新、屯所の建替等、消防・防災施設の整備を進めます。
- ④ 災害の多様化に対応した消防教育・訓練の充実、研修・レクリエーション、広域交流の実施等、消防団組織の充実と活性化を図ります。

(5) 空き家の適正管理

- ① 空き家の所在や状態把握に努め、定期的な調査や注意喚起、指導等適正管理を促します。

(6) 防災拠点の整備

- ① 「防災道の駅」に選定された道の駅しじのへや大人数を収容できる七戸町総合アリーナを有する荒熊内地区を地域防災拠点として整備を進めます。

5-2 交通安全・防犯

■現況と課題

【交通安全】

全国的に交通事故件数や交通事故による死者数は減少しているものの、発生する事故の約半数が高齢者によるものであり、高齢ドライバー対策の強化が必要とされています。

本町では、交通安全対策協議会を中心とした啓発活動を実施するなど、交通安全活動に努めています。今後も、交通ネットワークの整備が進み、交通量の増加が見込まれることから、広域的な視野に立った交通安全対策を進めるとともに、高齢者や子どもに対する交通安全教育の推進が必要となっています。

【防犯活動】

近年は犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、犯罪からの安全性の確保が重視されています。本町では、警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、啓発活動や防犯パトロールなどの防犯活動を展開していますが、犯罪が発生しにくい環境づくりのため、引き続き町民の防犯に関する意識啓発を進めていく必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●少子高齢化等の環境変化を踏まえた交通安全対策を進めます。	(1) 交通安全対策の推進
●多様化・巧妙化する犯罪に対して、町民一人ひとりの防犯意識の啓発活動を推進します。	(2) 地域連携による防犯・安全確保活動の推進

■施策内容

(1) 交通安全対策の推進

- ① 標識やカーブミラーの整備・更新、歩道の点検、パトロール等、きめ細かい交通安全対策を講じます。
- ② 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室等の開催を支援し、交通安全意識の向上を図ります。
- ③ 子どもと高齢者の安全を重点に、地域交通安全のネットワークづくりを支援します。

(2) 地域連携による防犯・安全確保活動の推進

- ① 広報等による啓発活動を促進し、地域全体で防犯意識の高揚を図ります。
- ② 子どもの安全を守るため、地域・家庭・学校等が連携して犯罪の防止に取り組みます。

- ③ 歩道や防犯灯の整備やパトロール等、防犯や安全確保のための環境づくりを進めます。

5-3 消費生活

■現況と課題

情報通信社会の進展やネット通販の普及により消費者の利便性は向上している一方、取引形態の多様化により消費者を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、消費者トラブルも増加し、その手口も複雑化・巧妙化しています。

特に、高齢化の進行や単身世帯の高齢者の増加、地域のつながりの希薄化等により、判断力が十分ではない消費者等が周囲に相談することができず、消費者被害が潜在化、深刻化しています。

また、2022(令和4)年の民法改正で成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、若年者の知識や経験の不足から、消費者被害の低年齢化も懸念されています。

このため、消費生活相談体制の充実強化に取り組むとともに、特に被害に遭いやすい高齢者や若者を中心に、情報提供や啓発活動等を積極的に行い、消費者被害の防止及び消費者教育の推進を図る必要があります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●消費者トラブルの未然防止や消費者意識の醸成を図ることにより、消費生活の安全・安心の確保に取り組みます。	(1) 消費者教育の推進 (2) 消費生活相談の充実

■施策内容

(1) 消費者教育の推進

- ① 広報紙やウェブサイト等を活用し、悪質商法への対処法等の消費生活に関する情報を提供し、消費者意識の啓発を図ります。
- ② 警察等の関係機関と連携し、振り込め詐欺や悪質商法等の被害防止に向けた注意喚起情報を発信します。

(2) 消費生活相談の充実

- ① 青森県消費生活支援センター等の専門の相談員による相談体制の充実を図ります。
- ② 関係機関と連携し、多重債務者等の生活再建を支援します。

基本施策 6 豊かな心と文化を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】

6-1 幼児教育

■現況と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、国では、幼稚園・保育所・認定こども園といった幼児教育施設の種類を問わず、幼児教育の質の向上を推進しています。

2015(平成27)年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、本町でも教育・保育が受けられる幼保連携型認定こども園が開設されました。2025(令和7)年4月1日現在、4か所の幼保連携型認定こども園の教育部門(1号認定)において、幼児教育が実施されています。

また、少子化・人口減少が続くことが予想される中、幼児教育施設の利用定員の適正化と幼児教育の質的向上が求められるとともに、保育所や認定こども園の保育者と小学校の教職員が互いの保育・教育内容や子どもの発達の段階を踏まえた指導・支援内容について連携を深め、幼児児童の学びの連続性を図ることが求められています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●人間形成にとって最も大事な時期である幼児期において、「生きる力」や「豊かな心」を育むことができるよう、幼児期に良質な教育を受けられる環境を整備します。	(1) 幼児教育の充実

■施策内容

(1) 幼児教育の充実

- ① 認定こども園への運営支援等により、就学前児童への質の高い幼児教育を提供します。
- ② 幼児期から学童期への連続性を確保するため、「幼保小の架け橋プログラム※」を推進し、保育所、認定こども園、小学校の連携を推進します。

※幼保小の架け橋プログラム

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすもの。

6-2 学校教育

■現況と課題

本町には、小学校が3校、中学校が2校ありますが、少子化により入学者は毎年減少傾向にあることから、より良い教育環境づくりに向け、学校施設・設備の整備や学校規模の適正化を図っていく必要があります。

学校施設については、1985(昭和60)年3月に整備された七戸中学校校舎が、経年劣化による損壊や設備の老朽化により、生徒の安全性の確保と教育環境の低下が懸念されていることから、安心して教育を受けられる環境を整備する必要があります。

教育内容については、学力の向上はもとより、英語教育やICT教育等、大きく変化する社会に対応できる人材の育成を見据えた教育の推進が重要となります。

また、遠距離通学児童生徒には、小学校及び中学校ともにスクールバスを運行していますが、車両の老朽化による故障発生が多くなっており、計画的に更新を進める必要があります。

高等学校は1校ありますが、少子化・人口減少の一層の進行が見込まれる中、「県立高等学校教育改革推進計画」に基づく学級数の削減や生徒数の減少が教育環境に大きな影響を与えることから、地元高校の魅力化を図ることで、入学者の増加につなげ、持続可能な地域づくりを担う人材を育成し、教育の振興に取り組むことが求められます。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、小学校と認定こども園等の連携を推進します。	(1) 学校教育の充実
●子どもたちの学力向上とグローバル社会にも対応できる人間を育てるため、学習環境の整備を推進します。	(1) 学校教育の充実 (2) 教育環境の計画的整備と適正配置
●子どもの学習面及び日常生活の悩みとこころの健康をサポートする人材の確保に努めます。	(3) こころの健全育成
●持続可能な地域づくりを担う人材育成のため、キャリア教育や多様な学びの場の創出を図ります。	(4) キャリア教育の充実

■施策内容

(1)学校教育の充実

- ① 幼児期から学童期への連続性を確保するため、「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、保育所、認定こども園、小学校の連携を推進します。(再掲)

- ② グローバル社会に対応できる人材を育てるため、ALT 事業等を活用し、外国語教育の充実を図ります。
- ③ 小・中学校内の ICT 環境の整備を進め、情報通信教育の充実と情報活用能力の向上を促進します。
- ④ きめ細かい学習指導実現のため、町独自の教職員や専科教員を採用し、少人数学級に対応します。
- ⑤ 支援を必要とする児童生徒をサポートする特別支援教育支援員、学校生活相談員の充実に努めます。
- ⑥ 個性を尊重した指導と基礎・基本の着実な定着を図るため、研修等により教職員の資質向上を図ります。

(2) 教育環境の計画的整備と適正配置

- ① 小・中学校の校舎、体育館及びグラウンドの長寿命化を図るため、年次計画で改修整備を実施します。
- ② 校務支援システム等、デジタル技術の導入を検討することで校務の効率化を図り、児童生徒に向き合う時間の確保に努めます。
- ③ 各種奨学金制度の情報提供等により、高校や大学等への進学を支援します。
- ④ 児童生徒数の減少を踏まえ、学校の規模・配置の適正化を推進します。
- ⑤ 耐用年数の経過したスクールバスについて、使用規模を検討し更新を進めます。

(3) こころの健全育成

- ① 子どもが学校や日常生活で直面する悩みに関し、家族や友人、学校、地域社会と連携しながら福祉的なアプローチによって解決を支援するスクールソーシャルワーカーを配置します。

(4) キャリア教育の充実

- ① 子どもの主体的に進路を選択する能力を育てるキャリア教育の充実を図ります。
- ② 持続可能な地域づくりを担う人材育成のため、多様な学び場の創出に努めます。

6-3 生涯学習

■現況と課題

【生涯学習】

人生100年時代とも呼ばれる中、心豊かに充実した人生を過ごすために生涯学習の重要度が高まっています。本町においても、地域住民の要望に応じ生涯学習を目的とした講座を実施するなどの学習活動への支援に努めています。

今後は、町民の学習意欲も多様化・高度化する傾向にあることから、そのニーズに対応できる多様な学習体系の環境整備を進める必要があります。

また、学習活動の拠点となる生涯学習施設については、町民ニーズを踏まえた老朽化対策等の整備を進めることにより、施設の利用促進を図る必要があります。

【青少年育成】

次代を担う子どもにおいては、家庭、学校、地域社会が相互に連携・協力しながら健全育成に取り組む必要があるものの、人口減少による地域社会活動の減少により、地域住民と子どもとが接する機会が著しく減っています。子どもが多様な体験や人との出会い・交流を通して、主体的に地域や社会に関わることができるよう、地域ぐるみで子どもをあたたかく見守り、地域の中に子どもの居場所を作っていく必要があります。

【グローバル人材】

グローバル社会が進展する中、世界で活躍できる人材育成の重要性がより一層高まっています。グローバル化やインバウンドの増加等を見据え、外国人との交流や外国語教育を推進していくことが必要です。

【地域文化】

文化活動は、精神的ゆとりや生活に潤いを与えるとともに、地域の個性や独自性を生み出す重要な要素です。本町では、郷土芸能保存のための伝承活動や発表の機会を提供するなど文化活動の支援に努めてきましたが、少子高齢化とともにその基盤が弱まってきています。

また、七戸町文化村の構成施設の一つである鷹山宇一記念美術館は、文化の振興の拠点に位置づけられており、常設展や特別展を開催し、芸術文化に親しむ機会を提供していますが、施設の老朽化が進んでいることから、計画的な設備更新、施設改修を図る必要があります。

文化財においては、縄文時代前期前葉～中期末葉の遺跡である二ツ森貝塚及び中世に活躍した七戸南部氏の居城であった七戸城跡が国の史跡として指定されています。二ツ森貝塚は『北海道・北東北の縄文遺跡群』の構成資産として、2021(令和3)年に世界文化遺産に登録されました。

そのため、世界遺産二ツ森貝塚や国指定史跡七戸城跡の保護に努めるとともに、これらの貴重な史跡財産に触れ合うイベントを通じ、歴史の伝承を図ります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●町民の学習意欲に対応した多様な学習機会を提供するため、公民館、図書館等学習拠点となる生涯学習施設の整備を推進します。	(1) 多様な学習機会の創出と学習内容の充実 (2) 生涯学習の環境づくり
●次代を担う青少年が心身ともに健康で安全に成長できるよう、家庭と学校、地域社会が連携して地域の中に子どもの居場所をつくる活動を推進します。	(3) 青少年の自主活動の支援 (4) 地域ぐるみで青少年を育てる環境づくり (5) 家庭の教育機能の向上
●グローバル社会を生きる子どもたちが国際的視野を身につけることができるよう、就学前からの外国語教育、小・中学校における外国人との交流体験を推進します。	(6) グローバル人材の育成
●この町に暮らす喜びと誇りを、世代を超えて共有するため、地域の祭りや芸能の継承と保護に努め、個性ある地域づくり活動を推進します。	(7) 地域に根付いた文化の継承
●町民の「郷土を愛する心」を育てる活動、文化の理解や芸術の才能を伸ばす活動等を支援し、芸術や伝統文化を次代に継承していく人材の育成に努めます。	(8) 文化活動の支援
●ニツ森貝塚、七戸城跡等の貴重な遺跡や史跡の保存に努め、国内外にその価値を示す情報発信と資料展示施設の整備を推進します。	(9) 歴史・文化財の保存と整備

■施策の内容

(1) 多様な学習機会の創出と学習内容の充実

- ① 文化・芸術分野の専門知識を持った人材を育成することで、町民の文化・芸術への学習機会の充実を図ります。
- ② 各種講座の開設、生活技術の習得、芸術表現等、町民の資質の向上と豊かな人生の実現を支援します。
- ③ 高齢者の生涯学習活動を支援するとともに、高齢者が社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながる社会参加を促進します。
- ④ 公民館や児童センターとの連携を強化し、学習機会の多様化を推進します。

(2)生涯学習の環境づくり

- ① 公民館活動等、社会教育を推進する組織体制の充実を図ります。
- ② 町民の学習活動拠点となる施設の充実を図ります。
- ③ 公民館に視聴覚教材等、教具の内容充実を図ります。
- ④ 家庭教育学級や各種講座等の活動拠点の充実を図ります。
- ⑤ 図書館情報ネットワークシステムを活用し、蔵書が即時検索できるよう住民サービスの向上に努めます。
- ⑥ 広く子どもたちが読書環境に触れるこことできる環境整備に努めます。
- ⑦ 子どもの読書活動の推進に向け、社会環境の変化や本町の現状等を踏まえ「七戸町子ども読書活動推進計画」の見直しを行います。

(3)青少年の自主活動の支援

- ① スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動、ボランティア活動等への参加機会を広げ、青少年の自主的活動を支援します。
- ② 従来の子ども会活動を支援しつつ、社会環境が変化する中で子どもたちが地域の大人とつながり、社会性をはぐくむための活動を支援します。
- ③ 異なる年齢の子どもたちが、遊びや体験等の活動を通じて健やかに成長するよう促し、「夢」、「生きる力」、「リーダー力」を育むことができるよう支援します。
- ④ 青少年団体指導者の育成と支援を推進します。

(4)地域ぐるみで青少年を育てる環境づくり

- ① 青少年を健全に育成するため、家庭、学校、地域社会が相互に連携・協力する体制づくりに努めます。
- ② 地域における子どもの居場所づくりを推進します。
- ③ 祭りやイベント等で子どもが活躍する場づくりを推進します。
- ④ 青少年健全育成の地域ぐるみによる啓発活動を推進します。
- ⑤ 子どもの安全を守る地域ボランティアの育成と活動を支援します。
- ⑥ 優れた技能を持つ人材を招き、地域間・世代間の交流を促進します。

(5)家庭の教育機能の向上

- ① 家庭教育に関する相談や学習の機会を広げます。
- ② 家庭と学校との連携を密にし、家庭の教育力の向上を図ります。

(6)グローバル人材の育成

- ① 異文化への関心や理解を高め、外国人とのコミュニケーション能力を養う国際理解教育を推進します。

- ② 認定こども園、保育園で英語に親しむ機会や、社会人向け英会話教室等、生涯にわたる外国語学習環境の整備を推進します。

(7) 地域に根付いた文化の継承

- ① 地域社会の協力を得ながら、地域の産業や歴史、文化を学ぶ体験学習・郷土学習の充実を図ります。
- ② 郷土への誇りを醸成する郷土芸能の保存と継承を推進します。
- ③ 歴史・文化を継承した町独自のイベント等を広く県内外にPRし、地域振興と郷土愛の醸成に努めます。

(8) 文化活動の支援

- ① 文化団体の育成と支援体制の強化を図り、町民の自主的な文化活動を支援します。
- ② 七戸町文化村を文化活動の交流拠点と位置づけ、機能の充実を推進します。
- ③ 鷹山宇一記念美術館を活用し、芸術を学ぶ環境づくりを推進します。
- ④ 鷹山宇一記念美術館の長寿命化を図るため、補修等維持管理に努めます。

(9) 歴史・文化財の保存と整備

- ① 世界文化遺産の構成資産並びに国指定史跡であるニッ森貝塚の保存と整備を進めます。
- ② 国指定史跡七戸城跡の保存と整備、活用に努めます。
- ③ 埋蔵文化財の保護と保存に努めます。
- ④ 文化財等の資料収集と整理を推進します。
- ⑤ 資料の収集と保存及び歴史・文化の情報発信を担う施設として、歴史博物館の整備計画策定に取り組みます。
- ⑥ 七戸文化交流センターにおける資料の収集と保存、情報発信に努めます。
- ⑦ 町民の中に幅広く文化財愛護精神の醸成を図ります。

6-4 スポーツ

■現況と課題

町内のスポーツ・レクリエーション施設は、拠点施設である総合アリーナや総合運動公園(野球場、多目的グラウンド、テニスコート)のほか、武道館、讚道館、屋内温水プール、ゲートボール場、屋内スポーツセンター等の施設が整備され、恵まれたスポーツ・レクリエーション環境のもと、子どもから高齢者までスポーツに親しみ、各種大会等で活躍が続いている。

こうした環境と活動を持続するとともに、町民がより主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、施設整備と人材育成を含めた生涯にわたるスポーツ振興体制の確立と充実が必要となっています。

また、総合運動公園をはじめとする老朽化が進む施設の改修、ニーズに即した機能強化等の計画的な施設整備を推進するとともに、施設利用率の向上、高齢者や障がい者がスポーツに参加しやすい環境づくりの推進が重要となっています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会の提供や施設の整備を推進します。	(1) スポーツ振興体制の充実とスポーツ拠点の利用促進
●スポーツ少年団やスポーツ協会等のスポーツ団体の支援体制を強化し、スポーツ活動を推進する人材の育成や町民の競技力の向上に取り組みます。	(1) スポーツ振興体制の充実とスポーツ拠点の利用促進 (2) 学校部活動の地域連携

■施策の内容

(1) スポーツ振興体制の充実とスポーツ拠点の利用促進

- ① 町民が主体的・継続的にスポーツを楽しむ拠点となる施設整備と利用率の向上を図ります。
- ② 町民がスポーツに親しめる環境づくりと、スポーツ活動を推進する人材の育成に努めます。
- ③ スポーツ未経験者や高齢者がスポーツを親しめるよう、軽スポーツやレクリエーションスポーツの普及に努め、町民誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- ④ 競技力向上のため、スポーツ協会やスポーツ少年団等の活動を支援し、全国大会等で活躍できる選手を育てる指導者の育成に努めます。
- ⑤ 他地域で開催されるスポーツ大会等、自主的な大会への参加と交流を支援します。
- ⑥ スポーツ教室・大会の開催や競技団体による普及活動を支援します。

(2)学校部活動の地域連携

- ① 中学校の部活動については、地域展開の実現に向け推進体制の充実を図ります。

基本施策7 人と地域がともに歩むまちづくり【連携・協働・行財政】

7-1 住民参加・協働

■現況と課題

地方分権の進展とともに、財政状況が厳しさを増す中、持続可能なまちづくりのためには、町と町民がそれぞれの役割を理解し、パートナーシップ（協働・連携）を持ったまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本町では、まちづくりの規範となる「七戸町まちづくり基本条例」を2019（平成31）年4月に施行しました。主権者である町民の意思に基づくまちづくりを進めるため、町と町民はともにこの規範を守る必要があります。

本町ではこれまで、各種計画作成時の町民ワークショップ及びアンケート調査、パブリックコメントの実施等を通して、町民参画のもとで行政計画の策定と推進に努めてきました。今後においても、これらの取組をより一層発展させ、行政においては仕事の進め方を常に見直すことで町民が政策決定に参画しやすい体制づくりに努めます。そして、町民は自治の主役として、また、まちづくりの一方の担い手として、能力と経験を蓄積していくことが求められています。地方分権時代のまちづくりの体制が構築されるよう、町と町民による協働体制の確立に向けた多様な取組を積極的に進めていく必要があります。

また、町と町民の協働を推進するためには、広報・インターネット等の媒体を有効活用しながら、町の財政状況をはじめ、行政事業の進捗状況について積極的に情報公開を進め、町政情報の共有化を図っていくことが重要となっています。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●自主的かつ主体的な町政を確立するために、まちづくりの主体である町民、事業者等と連携し、共に責任を担い合う協働のまちづくりを推進します。	(1) 町民自治の推進
●行政と地域住民の信頼関係を築くため、広報・広聴活動の充実を図ります。	(2) 広報・広聴活動の充実

■施策内容

(1) 町民自治の推進

- ① 「七戸町まちづくり基本条例」に基づき、町民の声を反映するまちづくりを推進します。
- ② 町の政策等の決定までの検討機会において、町民の参加を積極的に推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

- ① 町民がまちづくりに関心を持ち、理解を深めることができるよう積極的な広報広聴に努めます。

7-2 コミュニティ

■現況と課題

核家族化の進展や価値観の多様化によるプライバシー意識の高まり等に伴い、地域のつながりが希薄化している現代社会において、全国的にコミュニティ活動や自治組織への参加者の減少が進み、地域で支え合う機能の低下が懸念されています。

しかしながら、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、青少年の健全育成等において、大きな役割を果たすことが期待され、その維持と強化が求められます。

現在、七戸地区は町内会単位、天間林地区は常会単位のコミュニティが形成されています。各コミュニティでは、集会施設等を拠点として様々な活動が行われていますが、少子高齢化や生活様式の多様化による活動への参加者の減少、これに伴う活動の停滞といった状況がみられ、コミュニティ活動の維持が大きな課題となっています。

今後は、地区の実情に応じた地域コミュニティを維持するため、地域資源や潜在能力に十分配慮するとともに、コミュニティの再生と持続に向けた取組を推進していく必要があります。

また、それらの活動や町民のコミュニティ活動の展開拠点となる総合的施設の整備も求められます。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●人口減少や高齢化によって生じる課題を共有し、解決できるよう、日頃から地域の人と人がつながるコミュニティ活動への参加と活動を支援します。	(1) コミュニティ活動の活性化と自治組織の整備
●地域コミュニティの活性化を図るため、活動拠点の整備を推進します。	(2) コミュニティ活動拠点の整備

■施策内容

(1) コミュニティ活動の活性化と自治組織の整備

- ① 社会貢献活動やNPO※活動、自主的なまちづくり団体への参加を促進するとともに、組織の育成や活動を支援します。
- ② 地域で活動する住民組織との協働を推進します。
- ③ 地域おこし協力隊を活用し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

(2) コミュニティ活動拠点の整備

- ① コミュニティ活動の拠点となる施設・設備の充実を図ります。
- ② コミュニティ施設を利用する団体相互の情報交換や交流を促進します。

※NPO

民間の非営利活動。利益を目的としない公益性の高い活動をする団体のこと。

7-3 関係人口

■現況と課題

全国的に人口減少が進行する中、本町においてもその進展に的確に対応し、少しでも抑制するとともに、住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことが大きな課題となっています。

このことから、安心して働く環境と安心して居住できる環境の整備等により、移住・定住を図る取組の推進や大都市圏や全国の地方都市に向けて、本町の魅力を広く発信し、教育・文化、スポーツ、産業等の多様な分野での交流活動を積極的に進めが必要です。

このため、観光はもとより、各種イベントを通じて七戸町をはじめ上北、下北地域を訪れた人々との継続的な交流やインターネット等を通じた幅広い交流、ふるさと納税制度等、ソフト・ハード多方面にわたる連携・交流を推進し、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる関係人口※の創出・拡大と、七戸町に住みたい、住み続けたいと思えるような魅力的なまちづくりに向けた取組が必要となります。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●七戸町の特色を生かしながら、観光やイベント等を通して県内外の人との交流を促進します。	(1) 広域的な連携・交流活動の推進
●七戸町の魅力を生かした環境整備や体験及び効果的な情報発信等により、関係人口の拡大や移住・定住を推進します。	(2) 関係人口の創出と拡大 (3) 移住定住の促進

■施策内容

(1) 広域的な連携・交流活動の推進

- ① 上北、下北地域をはじめとする県内で開催される各種イベント参加を通じて、連携・交流活動の活性化を促進します。
- ② 交流人口の増加に向けて、七戸町ならではの特産品や観光資源の情報発信、施設利用等を広域的に取り組むために、県内外の関係団体との連携強化・交流促進を図ります。

(2) 関係人口の創出と拡大

- ① ふるさと納税寄付者を関係人口として捉え、継続的な交流活動の活性化を図ります。
- ② 七戸町ならではの資源を七戸町でなければ体験できない魅力へと磨き上げ、地域との多様な関わりを通じた関係人口の拡大を図ります。

(3) 移住定住の促進

- ① 七戸町ならではの特色を、ホームページや SNS を効果的に活用し発信することで、移住・定住者の増加、拡大につなげます。
- ② UIJ ターン希望者への支援体制、空き家バンク制度を活用した空き家の有効活用等、移住・定住対策の充実を図ります。
- ③ 地域おこし協力隊の採用等、移住のきっかけとなる機会の創出や支援を図ります。

※関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

7-4 男女共同参画・人権尊重

■現況と課題

男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。本町では、「第3次七戸町男女共同参画基本計画」に基づいた意識啓発や取組を進めており、固定的な性別の役割分担は以前に比べて薄れつつありますが、年齢層によっては根強く残っていることから、男女がともに社会参画することができる環境・条件整備は十分とはいえない状況にあります。

そのため、社会環境の変化等を踏まえ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す取組を進めていく必要があります。

また、本町では、これまで様々な人権問題に取り組んできましたが、少子高齢化・人口減少や家族形態の変化、SNSの普及等社会情勢の変化とともに、児童・高齢者の虐待やいじめ、家庭内暴力(DV)、性的マイノリティへの差別と偏見、インターネットによる人権侵害等、人権に関する問題は複雑化・多様化しています。

これからも人権意識の深化に向けて、関係機関等との連携を強化しながら、継続的な人権教育と啓発活動を進めていくことが求められます。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●年齢や性別、障がいの有無等に配慮し、互いの人権を尊重するとともに個性と能力を發揮しながら社会参画できる環境づくりに努めます。	(1) 男女共同参画の推進 (2) 誰もが互いに認め合う地域社会の形成

■施策内容

(1) 男女共同参画の推進

- ① 地域や家庭、学校、職場における男女共同参画の必要性の周知による意識づくりを推進するとともに、啓発活動の充実を図ります。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

(2) 誰もが互いに認め合う地域社会の形成

- ① 町民の人権意識高揚に向け、広報活動や学校教育・イベント等の機会を通じて人権教育・啓発を推進します。
- ② 町民の誰もがあらゆる暴力や搾取を受けない社会の実現に向け、啓発活動や相談業務の充実を図ります。

7-5 行財政運営

■現況と課題

デジタル技術の進展に伴い、行政サービスへのICTの活用が進んでいます。本町においても、この潮流に対応するため、新たなシステムの構築や既存システムの合理化を図るとともに、府内情報システムを適切に維持し、行政事務の省力化・高度化を図る必要があります。

また、行政サービスの利便性向上を図るうえで、町民の個人情報が外部に漏れることのないよう、十分な管理体制を築く必要があるとともに、コンピューターウイルスや不正アクセスへの対策、それらを担う人材育成を総合的に進めなければなりません。

本町の財政状況は、行政改革の推進等により、一時期と比較すると改善されました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行と町民ニーズの多様化等が見込まれる一方で、歳入の大額な増加は見込めず、将来の財政を取り巻く環境は厳しさを増していくと予想されます。

このような中、行政サービスを維持しながら、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくため、行財政運営のあり方を常に評価・見直し、一層の効率化と充実を図る必要があります。

また、広域的対応を必要とする事業については、中部上北広域事業組合及び上北地方教育・福祉事務組合による共同事業や上十三・十和田湖広域定住自立圏における連携事業等を積極的に展開し、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

〈基本施策の方針に対応する具体的な施策〉

基本施策の方針	具体的な施策
●社会全体のデジタル化の進展に伴い、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上を図ります。	(1) 行政のデジタル化の推進
●高度化する情報ネットワークシステムの運用に対応する人材の育成を図り、公平・公正・確実な自治体業務を推進します。	(1) 行政のデジタル化の推進 (2) デジタル人材の確保と育成
●個人情報の適正管理や不正アクセス等への対策を担う人材育成を推進します。	(2) デジタル人材の確保と育成 (3) 個人情報の適正管理
●マイナンバー制度により、個人情報の管理が一層重要になる中、町民との信頼関係を築きながら個人情報を保護します。	(3) 個人情報の適正管理
●行政の効率化と充実を図るため、行政評価の観点から常に政策の見直し、点検を行います。そして、行政事務の改善、職員の資質の向上、専門職員の確保、公共施設のより効率的な利用を推進します。	(4) 効率的な行財政運営の確立 (5) 危機管理体制の確立 (6) 官民の新しい役割分担の実現

●持続可能な行政サービス提供のため、近隣市町村との広域連携を含む広い視野に立って、計画的に事業を推進します。	(7) 広域圏連携の推進
●今後整備が必要とされる公共施設は、利便性に配慮し、将来的な適正規模を検討の上、計画します。	(8) 公共施設の整備と適正管理

■施策の内容

(1) 行政のデジタル化の推進

- ① ICTを活用し、町民のニーズにあった情報の提供・公開に努め、開かれた行政運営を推進します。
- ② マイナンバーカードや電子申請システムの活用等、行政のデジタル化を進めることで業務の効率化を図るとともに、町民の利便性を高め、公平・公正な社会基盤を創ります。
- ③ 庁内会議のオンライン化やペーパーレス化を推進します。

(2) デジタル人材の確保と育成

- ① デジタル化の進展に伴い、行政サービスは高度化・多様化しており、これらに対応した知識・技能を有する人材を育成します。
- ② 高度なデジタル知識と技能を有する外部人材の活用を推進します。

(3) 個人情報の適正管理

- ① 町民の個人情報を厳正に管理します。
- ② 避難行動要支援者等の情報について、適正に管理します。
- ③ 個人情報を守り、円滑な自治体運営を保証するため、コンピューターウィルスや不正アクセス等への対策を図ります。

(4) 効率的な行財政運営の確立

- ① 長期総合計画をはじめ、財政計画等に基づいて、行財政の計画的、効率的な運営管理を推進します。
- ② 地域再生計画を積極的に策定し、施策の重点化を図ります。
- ③ 官民分担の観点から事業の取捨選択を強めるとともに、デジタル技術活用による各事業の経費節減に努め、健全な財政基盤を確保します。
- ④ 町民の生活満足を重視しながら事業効果を数量的に把握できるよう、事務事業評価制度を導入し、予算編成との連動等その積極的運用を進めます。
- ⑤ 施策の大幅な重点化や計画的投資の推進、官民パートナーシップ等、町の新たな時代対応に即した行政組織・機構を確立します。

- ⑥ 新たな時代を担い、町民とともに施策を推進できるよう、職員の資質向上と適切な定員管理を進め、行政能力の一層の向上を図ります。
- ⑦ 組織の簡素化、合理化に取り組み、町民の行政需要に即した横断的な組織運営に努めます。
- ⑧ 補助金全般について定期的に検証し、整理合理化を推進することで補助金の適正化を図ります。
- ⑨ 職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努め、働きやすい環境を整備するとともに、多様で柔軟な働き方を進めるため、テレワーク制度の活用を図ります。

(5) 危機管理体制の確立

- ① 災害、情報、感染症等、多様な緊急事態への対応マニュアルづくりを推進します。
- ② 緊急時に迅速な対応ができるよう、行政職員の訓練を定期的に実施します。

(6) 官民の新しい役割分担の実現

- ① 行政サービスの向上と管理経費の縮減のため、指定管理者制度の導入、また、民間企業への事務事業の委託等、積極的に検討、推進します。

(7) 広域圏連携の推進

- ① 近隣自治体との連携が有効的な行政サービスについては、広域連携を強化し、効率的な行政運営を推進します。

(8) 公共施設の整備と適正管理

- ① 「公共施設マネジメント計画」に基づき、公共施設の統合整理や効率の良い整備と遊休施設の処分を含めた活用方法を検討します。
- ② 荒熊内地区へ行政サービスの拠点となる新たな役場庁舎の建設を進めます。

表紙タイトルの表記について

本計画の期間は、2026（令和8）年度を初年度とし、基本構想は2035（令和17）年度までの10年間、基本計画は前期と後期に分かれ、前期は2030（令和12）年度まで、後期は2031（令和13）年度から2035（令和17）年度までの各5年間となります。

本計画は『前期基本計画』にあたり、基本構想の期間と基本計画の期間が異なるため、それぞれを併記しています。

また、『前期基本計画』の記載に伴い、以下の修正を行いました。

No	ページ	変更内容	変更前	変更後
1	目次	項目名の修正。	III 基本計画	III <u>前期</u> 基本計画
2	序論以降 全ページ	インデックスの修正。	III 基本計画	III <u>前期</u> 基本計画

「序論」変更箇所一覧

No	ページ	変更内容	変更前	変更後
1	P3	(1) 青森県基本計画 「青森新時代」への架け橋	1行目 基本理念を正式な記載に修正。	本計画は「AX～青森大変革」を基本理念に・・・
2	P3		6行目 語句の修正。	・・・付加価値の高い特産品開発と販路の開拓、・・・
3	P4	(2) 古墳時代から中世	下から8行目 語句の修正。	南部政光は、街道整備を行い、街道沿いには・・・
4	P18	(5) 町の現状への「満足度」比較	グラフタイトルの修正。	問2 町の現状への満足度について
5	P19	(6) 町の現状への「重要度」比較	グラフタイトルの修正。	問3 暮らしの課題の「大切さ」「重要度」について
6	P21	(8) 各項目の中で特に大切な5つ	見出しタイトルの修正。	(8) 各項目の中特に大切な5つ
7	P21		グラフタイトルの修正。	問3 暮らしの課題の「大切さ」「重要度」について 特に大切な5つ
8	P28	将来像を実現するための基本方針	基本方針図内の語句の修正。 【まち】2行目	・・・地域資源を最大限に活かしたまちづくり・・・
9	P28		基本方針図内の語句の修正。 【まち】3行目	個々の地域的特性や資源を活かし、・・・

「基本構想」変更箇所一覧

No	活字版	レイアウト	変更内容		変更前	変更後
1	P2	P27	(2) 基本目標	まちの将来像図内の語句の修正。	●田園文化都市	●田園文化都市 <u>しづのへ</u>
2	P3	P28	将来像を実現するための基本方針	基本方針図内の語句の修正。 【まち】2行目	・・・地域資源を最大限に活かしたまちづくり・・・	・・・地域資源を最大限に <u>生かした</u> まちづくり・・・
3	P3	P28		基本方針図内の語句の修正。 【まち】3行目	個々の地域的特性や資源を活かし、・・・	個々の地域的特性や資源を <u>生かし</u> 、・・・
4	P5	P31	まちづくりの分野共通の考え方	語句の修正 1~2行目	・・・町民にとって健康で安心・安全な生活環境を実現する・・・	・・・町民にとって健康で <u>安全・安心</u> な生活環境を実現する・・・
5	P6	P33	施策体系図	図内の語句の修正。	基本施策5 安心・安全	基本施策5 <u>安全・安心</u>
6	P7	P34	基本施策【都市基盤】 施策方針「道路・橋梁」	語句の修正。 2つ目	●安心で安全な道路環境を持続するため、・・・	● <u>安全で安心</u> な道路環境を持続するため、・・・
7	P8	P36	基本施策【産業振興】 施策方針「農林畜産業」	語句の修正。 2つ目	●・・・安心・安全な農産物の生産技術の確立を・・・	●・・・ <u>安全・安心</u> な農産物の生産技術の確立を・・・
8	P10	P38	基本施策【保健・福祉・子育て】	リード文1行目 語句の修正。	町民一人ひとりが心と身体の健康を保ち、・・・	町民一人ひとりが <u>こころと体</u> の健康を保ち、・・・
9	P10	P38	基本施策【保健・福祉・子育て】 施策方針「保健福祉・健康づくり」	語句の修正。 2つ目	●・・・生活習慣病予防、介護予防、心の健康対策に、・・・	●・・・生活習慣病予防、介護予防、 <u>こころ</u> の健康対策に、・・・
10	P13	P42	基本施策【教育・文化・スポーツ】 施策方針「学校教育」	語句の修正。 3つ目	●・・・日常生活の悩みと心の健康をサポートする人材の確保に努めます。	●・・・日常生活の悩みと <u>こころ</u> の健康をサポートする人材の確保に努めます。
11	P13	P43	基本施策【教育・文化・スポーツ】 施策方針「生涯学習」	語句の修正。 2つ目	●・・・家庭と学校、地域社会が連携して地域のなかに子どもの居場所を・・・	●・・・家庭と学校、地域社会が連携して地域の <u>中に</u> 子どもの居場所を・・・
12	P15	P44	基本施策【連携・協働・行財政】 施策方針「関係人口」	語句の修正。	●七戸町の特色を活かしながら・・・	●七戸町の特色を <u>生かしながら</u> ・・・
13	P15	P44		文章と語句を修正。	●町の魅力を活かした環境整備や・・・	● <u>七戸町</u> の魅力を <u>生かした</u> 環境整備や・・・

「前期基本計画」変更箇所一覧

No	ページ	変更内容	変更前	変更後
1	中扉	タイトルを修正。	III 基本計画	III <u>前期</u> 基本計画
2	全頁 共通	柱(見開きページ右上)の表記を修正。	III 基本計画／基本施策 1 都市基盤・・・	III <u>前期</u> 基本計画／基本施策 1 都市基盤・・・
3	P50	基本施策【都市基盤】 施策方針「コン・ア・ラス・ネットワーク」	現状と課題「都市計画」3行目 語句を修正。	この利点を活かした効率的なまちづくりの・・・
4	P52	基本施策【都市基盤】 施策方針「道路・橋梁」	基本施策の方針に対応する 具体的施策図内の語句を修正。 ※基本構想P34の修正に準ずる。	安心で安全な道路環境を持続するため、・・・
5	P62	基本施策【産業振興】 施策方針「農林畜産業」	基本施策の方針に対応する 具体的施策図内の語句を修正。 ※基本構想P36の修正に準ずる。	・・・環境保全型農業への取組を進め、安心・安全な農産物の生産技術の確立を・・・
6	P63		施策の内容（5） 語句を修正。	⑤安心・安全な七戸産農産物の消費者への浸透を支援します。
7	P64		施策の内容（6） 語句を修正。	①地場農産物を活かした新たな農林畜産物加工品の・・・
8	P65	基本施策【産業振興】 施策方針「商工業」	現状と課題「商業」9行目 文章を修正。	・・・新規創業や後継者への事業継承の支援や・・・
9	P65		現状と課題「工業」5行目 文章を修正。	本町の企業体質を総体的にみると、・・・
10	P66		施策の内容（1） 語句を修正。	③・・・事業継承等、企業へのきめ細やかな支援体制を・・・
11	P67		施策の内容（2） 語句を修正。	②地の利を活かした商工業の活性化に・・・
12	P67		施策の内容（5） 語句を修正。	①地の利を活かした企業の立地を支援します。
13	P68	基本施策【産業振興】 施策方針「観光」	現状と課題 8～9行目 文章を修正。	・・・県内観光客やビジネス利用者にとっての単なる通過点となっている一方で、「道の駅しづのへ」は、県内でもトップクラスの・・・
				・・・県内観光客やビジネス利用者にとっての単なる通過点となつています。一方で、「道の駅しづのへ」は県内でもトップクラスの・・・

「前期基本計画」変更箇所一覧

No	ページ	変更内容	変更前	変更後
14	P68	基本施策【産業振興】 施策方針「観光」	現状と課題 14行目 語句を修正。	・・・そして人的資源を活かした観光サービスを創出することで・・・
15	P69		基本施策の方針に対応する具体的施策図内の語句を修正。	(3) 地域の特性を活かした滞在型観光及び通年観光の推進
16	P69	基本施策【産業振興】 施策方針「観光」	施策の内容（1） 文章を削除。	④観光ガイドの育成と活動を支援します。 ⑤観光ガイド等との協力体制を強化し、誰にでも楽しめ、わかりやすいPR資料の作成を推進します。
17	P70		具体的施策（3） 語句を修正。	(3) 地域の特性を活かした滞在型観光及び通年観光の推進
18	P70		施策の内容（3） 語句を修正。	②・・・「食」、「産業」等を活かした体験型交流観光の充実を・・・
19	P70	基本施策【産業振興】 施策方針「観光」	施策の内容（3） 語句を修正。	④四季を活かした観光資源を発見し、・・・
20	P72		現状と課題「保健福祉」9行目 文章を修正。	・・・壮年期男性及び高齢期女性を対象とした心の健診を実施し、・・・
21	P73		現状と課題「健康づくり」1行目 文章を修正。	2020(令和2)年における七戸町男性の平均寿命は・・・
22	P73	基本施策【保健・福祉・子育て】 施策方針「保健福祉・健康づくり」	現状と課題「健康づくり」 下から3行目 文章を修正。	・・・こころと体の健康相談や運動習慣定着を目的とした運動教室等、・・・
23	P73		現状と課題「健康づくり」 下から3行目からの最後の一文 文章を削除。	特に健康無関心層を含む幅広い町民の健康増進活動への参加を促すため、インセンティブを活用した健康行動変容型予防医療施策（健康ポイント事業）を推進し、健康づくりを充実させていく必要があります。
24	P73		基本施策の方針に対応する具体的施策図内の文章を修正。 ※基本構想P38の修正に準ずる。	生活習慣に起因する病気を予防するため、生活習慣病予防、介護予防、心の健康対策に、・・・
25	P77	基本施策【保健・福祉・子育て】 施策方針「高齢福祉」	施策の内容（2） 文章を修正。	生活習慣に起因する病気を予防するため、生活習慣病予防、介護予防、こころの健康対策に、・・・
			②町の人口推移や人口構成の変化に応じた・・・	②七戸町の人口推移や人口構成の変化に応じた・・・

「前期基本計画」変更箇所一覧

No	ページ	変更内容		変更前	変更後
26	P80	基本施策【保健・福祉・子育て】 施策方針「障がい福祉」		施策の内容（2） 文章を修正。	①各福祉施設の機能を活かして、障がい者が利用しやすい・・・
27	P99	基本施策【教育・文化・スポーツ】 施策方針「学校教育」		基本施策の方針に対応する 具体的な施策図内の文章を修正。 ※基本構想P42の修正に準ずる。	子どもの学習面及び日常生活の悩みと心の健康をサポートする人材の確保に努めます。
28	P102	基本施策【教育・文化・スポーツ】 施策方針「生涯学習」		基本施策の方針に対応する 具体的な施策図内の文章を修正。 ※基本構想P43の修正に準ずる。	・・・家庭と学校、地域社会が連携して地域のなかに子どもの居場所を・・・
29	P103			施策の内容（1） 文章を修正。（語句の削除）	④公民館や児童館・児童センターとの連携を強化し、・・・
30	P105	基本施策【教育・文化・スポーツ】 施策方針「スポーツ」		現状と課題 3行目 文章を修正。	・・・恵まれたスポーツ環境のもと、子どもから高齢者まで・・・
31	P105			現状と課題 5行目 文章を修正。	こうしたスポーツ環境と活動を持続するとともに、・・・
32	P111	基本施策【連携・協働・行財政】 施策方針「コミュニティ」		具体的な施策（2） 修正。※データ作成時の誤りによる。	(2) 広報・広聴活動の充実
33	P112	基本施策【連携・協働・行財政】 施策方針「関係人口」		基本施策の方針に対応する 具体的な施策図内の文章を修正。 ※基本構想P44の修正に準ずる。	七戸町の特色を活かしながら・・・
34	P112	基本施策【連携・協働・行財政】 施策方針「関係人口」		基本施策の方針に対応する 具体的な施策図内の文章を修正。 ※基本構想P44の修正に準ずる。	七戸町の魅力を生かした環境整備や・・・
35	P116	基本施策【連携・協働・行財政】 施策方針「行財政運営」		現状と課題 4行目 文章を修正。	・・・利便性向上を図るうえで、住民の個人情報が外部に漏れることのないよう、・・・
36	P117			施策の内容（1） 文章を修正。	①ICTを活用し、住民のニーズにあった情報の・・・
					RAB開発(株)

案

資料 3

令和 8 年 2 月 2 日

七戸町長 田 嶋 邦 貴 様

七戸町総合開発審議会
会長 田 中 清 一

第 3 次七戸町長期総合計画基本構想（案）について（答申）

令和 7 年 6 月 17 日付け七企第 619 号で諮問のあった第 3 次七戸町長期総合計画基本構想（案）について、総合的に審議した結果、妥当なものと認めます。

なお、この計画の実行に向けては、下記の事項に配慮されることを希望します。

記

- 1 計画の策定にあたっては、本審議会の意見・要望が十分反映されるものであること。
- 2 この計画に基づく施策の実施にあたっては、各施策の重要度、緊急度を検討するとともに、町民の理解を得ることに留意すること。